

地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証 及び検討の手引き

目次

序章 はじめに.....	2
第1章 本手引きの趣旨・ねらい	3
第2章 地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割	4
1. 地域生活支援拠点等の役割.....	4
2. 地域生活支援拠点等の必要な5つの機能.....	4
3. 地域生活支援拠点等の整備・運営に係る実施体制	6
第3章 地域生活支援拠点等の機能の評価方法について	9
1. 地域生活支援拠点等の機能の評価軸	9
2. 地域生活支援拠点等の機能の検証・評価のプロセス	10
3. 地域生活支援拠点等の各機能の評価方法	12
第4章 必要な機能及び運営状況の評価指標とその活用方法	14
1. 要支援者の事前把握及び体制〔評価軸（a）〕	14
2. 相談機能〔評価軸（b）〕	20
3. 緊急時の受け入れ・対応〔評価軸（c）〕	23
4. 地域移行のニーズ把握〔評価軸（d）〕	28
5. 体験の機会・場の確保〔評価軸（e）〕	34
6. 専門的人材の確保・養成〔評価軸（f）〕	36
7. 地域の体制づくり〔評価軸（g）〕	38
8. 地域生活支援拠点等の運営状況〔評価軸（h）〕	40
本手引きの作成検討会の構成員等	42
参考資料 国の指針・通知、様式（総括表及びチェックリスト）	43

序章 はじめに

みなさんの街に、地域生活支援拠点等はありますか？

地域生活支援拠点等ができるて、障害のある人やご家族は、生活の安心を感じられるようになったでしょうか？

地域生活支援拠点等が、障害のある人やご家族の緊急事態に対応する場、新たな生活を体験する場、というイメージはあるものの、従来の短期入所やグループホームの体験利用等とどう違うのか、どうしたら有効に機能させることができるのか、悩んでいる自治体や施設・事業所は少なくないのではないでしょうか。

第6期障害福祉計画の国的基本指針では、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の目標値として、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保すること、年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討することが盛り込まれ、自治体の障害福祉計画にも反映されていることと思います。

本書は、障害福祉計画の実行をサポートするために、地域生活支援拠点等の機能充実にどのように取り組んだら良いのか、運用状況の検証・検討を進めるために必要なものは何かを具体的に考えるための手引きとして作成されました。

先行事例も参照しながら、地域生活支援拠点等が、みなさんの街の障害のある人やご家族の生活の安心に寄与することができるよう、本書を活用していただけたらと思います。

次の好事例は、みなさんの街の地域生活支援拠点等です。

学校法人 日本社会事業大学
福祉マネジメント研究科（専門職大学院）
准教授 曽根 直樹

※「地域生活支援拠点等」とは、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

第1章 本手引きの趣旨・ねらい

地域生活支援拠点等とは

障害者総合支援法の基本理念においては、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること」とされています。

法の基本理念を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者・障害児（以下、「障害者等」）が身近な地域で安心して暮らしていくよう地域生活の支援体制の整備を進めていく必要があります。

障害者等の地域生活を支えるサービスの整備が進んでいますが、障害者等やその家族が地域で安心して暮らし続けていくための緊急時の相談や短期入所等での受け入れ体制、特に、強度行動障害や医療的ケアを有する者など、より支援が必要な障害者等への対応が課題となっています。

また、入所施設や病院からの地域移行、親元から自立しての一人暮らし等といった地域生活に向けた体験利用の機会や場の確保など、地域移行の推進も課題となっています。

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制）は、こうした課題に対応するために市町村が中心となって、障害者等が安心して暮らしていくことができる地域の支援体制の整備を目的としています。

手引き作成のねらい

地域生活支援拠点等については、国の第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを掲げています。

一方、地域生活支援拠点等の整備状況に係る調査では、令和3年4月時点では地域生活支援拠点等を整備済みの市町村は全国1,741市町村（特別区を含む）のうち921市町村（52.9%）となっています。未だ多くの市町村で整備されていない状況があり、整備済みの市町村においても、形式的な整備にとどまっており必要な機能が整備されていないとの指摘があります。

地域生活支援拠点等の機能の充実・強化のため、整備主体である市町村において、地域の障害者等や家族、関係者からニーズを把握し、継続的にPDCAサイクルで検証・検討していくことで、機能の整備につなげていく必要があります。

本手引きは検証・検討において活用されることを想定した、地域のニーズを反映するための標準的な検討プロセスや評価指標、「チェックリスト」を掲載しています。

本手引きの活用を通じて地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域の実情に応じた機能の充実・強化を図ることにより、障害者等が安心して暮らしていくことができる地域の支援体制の強化を図ることが目的です。

第2章 地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割

1. 地域生活支援拠点等の役割

地域生活支援拠点等については、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、市町村が中心となって地域の実情に応じて必要な機能を整備するものです。

地域生活支援拠点等については、次の2点を図ることが重要です。

- (1) 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- (2) 入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備

2. 地域生活支援拠点等の必要な5つの機能

地域生活支援拠点等については、前述した(1)(2)の役割を果たすため、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えることとしています。

【①相談】

- 基幹相談支援センターや相談支援事業所等に拠点コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録するなどした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能（＊拠点コーディネーターについては8頁に記載）

【②緊急時の受け入れ・対応】（地域生活における安心の確保）

- 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や状態変化の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【③体験の機会・場】（地域生活への移行・継続の支援）

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【④専門的人材の確保・養成】

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能

【⑤地域の体制づくり】

- 基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置された拠点コーディネーターが中心となって、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【①相談】及び【②緊急時の受け入れ・対応】(地域生活における安心の確保)

地域生活支援拠点等の機能のうち、地域における生活の安心感を確保する「①相談」及び「②緊急時の受け入れ・対応」の機能が特に重要です。

この機能を十分に発揮するためには、緊急時において、他の障害福祉サービス事業所等では対応が難しい支援対象者（特に強度行動障害、医療的ケア等の支援が必要な者、高次脳機能障害、サービスの利用につながっていない者等）の状況を事前に把握し、緊急時の際に対応できるよう備えておくことが求められます。

【③体験の機会・場の確保】(地域生活への移行・継続の支援)

また、入所施設・病院からの地域移行や親元からの自立につなげる「③体験の機会・場の確保」の機能も重要です。

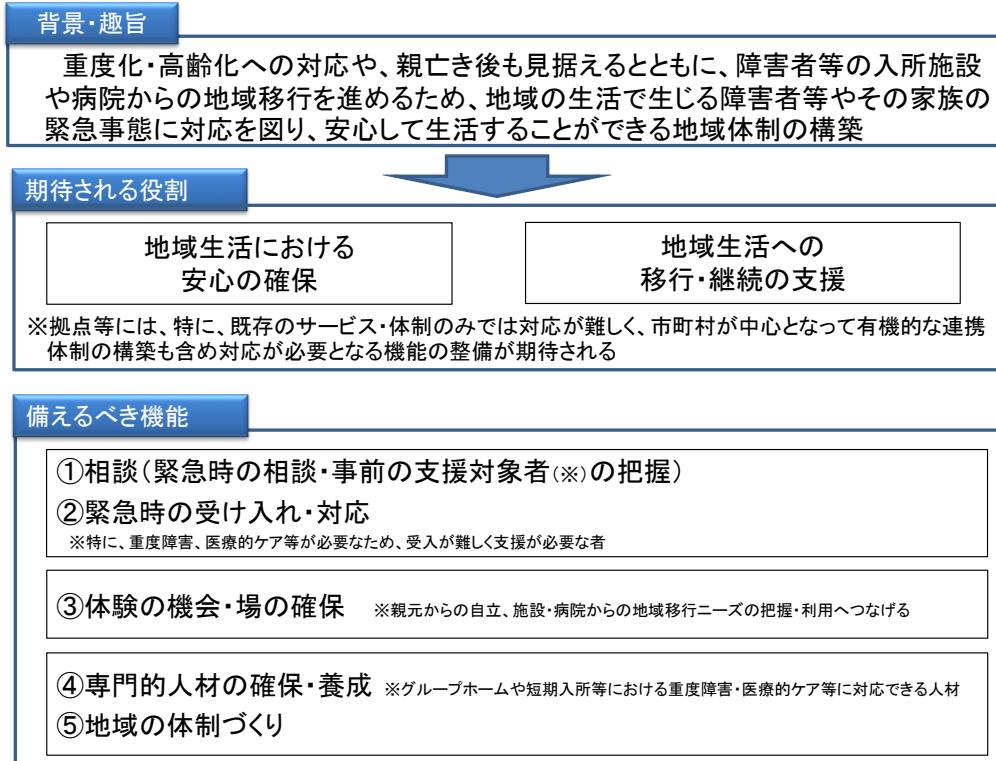
この機能を十分に発揮するためには、施設の入所者や精神科病院等の入院者の地域移行のニーズや親元からの自立のニーズを把握することを努めるとともに、把握した者を希望する地域生活に向けた体験利用にしっかりとつなげることが求められます。

【④専門的人材の確保・養成】及び【⑤地域の体制づくり】

このほか、地域生活支援拠点等については、障害の重度化への対応や地域移行を推進する観点から、重度障害者や医療的ケア等の支援が必要な者に対応できる地域のサービス提供体制を整備する「④専門的人材の確保・養成」、入所施設や病院からの地域移行や障害者等が安心して地域生活を送ることができるための「⑤地域の体制づくり」の機能の充実に取り組むことが期待されます。

地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等（イメージ）

**必要な機能等：①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の確保、
④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり**



3. 地域生活支援拠点等の整備・運営に係る実施体制

【市町村（整備主体）の役割】

地域生活支援拠点等については、市町村が主体的に、地域のニーズを踏まえて整備する必要があります。市町村は整備主体として、必要な機能を確保・発揮できる体制の整備に向けて、次の役割が求められます。

- ✚ 支援者の協力体制の確保・連携
 - ✧ 拠点等の実施にあたって、コアメンバー（市町村担当者や地域生活支援拠点等に位置付けられている機関のコーディネーターや管理者等）における地域課題や目標の共有
 - ✧ 関係機関との協力体制を確保するための説明会や意見交換会等の実施
- ✚ 拠点等における課題等の把握・活用
 - ✧ 協議会等の活用、障害者や家族へのニーズ調査、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等のヒアリングなどにより地域の課題やニーズを把握
- ✚ 必要な機能の実施状況の把握・施策の検討
 - ✧ 協議会等を活用し、拠点等の運営や活動に関する評価を定期的に実施
 - ✧ 地域のニーズを踏まえて必要な機能の充実・強化を検討
- ✚ その他
 - ✧ 事前登録者を把握するための、拠点等との名簿の共有
 - ✧ 緊急時の支援が必要な障害者等について、本人や家族に拠点等の機能や情報提供について説明を行い、実施機関との必要な情報を共有 等

【拠点コーディネーターの配置】

地域生活支援拠点等が期待される役割を果たすことができるよう、その中心的な役割を担うコーディネーター（以下、「拠点コーディネーター」という）を配置し、市町村行政や地域の関係機関との連携により、以下の機能を果たすことが期待されます。

〔拠点コーディネーターが担う機能〕

- 機能①：緊急時の支援が見込めない者を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性等に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能
- 機能②：地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

〔拠点コーディネーターが担う業務内容の例〕

- ✚ 緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録 《機能①》
- ✚ 常時の連絡体制の確保（拠点コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む） 《機能①》

- 緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応《機能①》
- 入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握《機能②》
- 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握《機能②》
- 地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓《機能②》
- 専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施《機能②》
- 地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関等による連携会議の開催《機能②》
- 地域生活支援拠点等の広報・周知《機能②》

【基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制の構築】

地域生活支援拠点等は、地域生活の安心のための緊急時の短期入所等や地域移行のための体験利用など、地域におけるサービスの支援体制を整備するものです。一方、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置するものです。地域における障害者の居住支援体制の整備に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターとの有機的な連携体制を整備することが重要です。

基幹相談支援センターを設置している自治体においては、基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを追加的に配置するなどにより、基幹相談支援センターとの緊密な連携体制を確保して緊急時の相談支援体制や地域生活支援体制の整備を行うことが考えられます。

また、拠点コーディネーターの活動のみで緊急時の支援が必要な障害者等の把握を行うということではなく、日頃から障害者等や家族と関わりのある相談支援事業所の相談支援専門員等と連携して把握していくという共通認識をもつことも必要です。

【市町村（自立支援）協議会との連携体制の構築】

地域のニーズを踏まえて社会資源の整備を図っていく上で、地域生活支援拠点等と市町村（自立支援）協議会等との連携が重要です。

障害者等や家族、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等が参画する市町村（自立支援）協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における市町村の「保健・医療・福祉関係者の協議の場」等における検証・検討を通じて、地域ニーズの的確な把握、社会資源の整備・創出等を進めていくことが期待されます。

【その他の機関も含めた連携体制の構築】

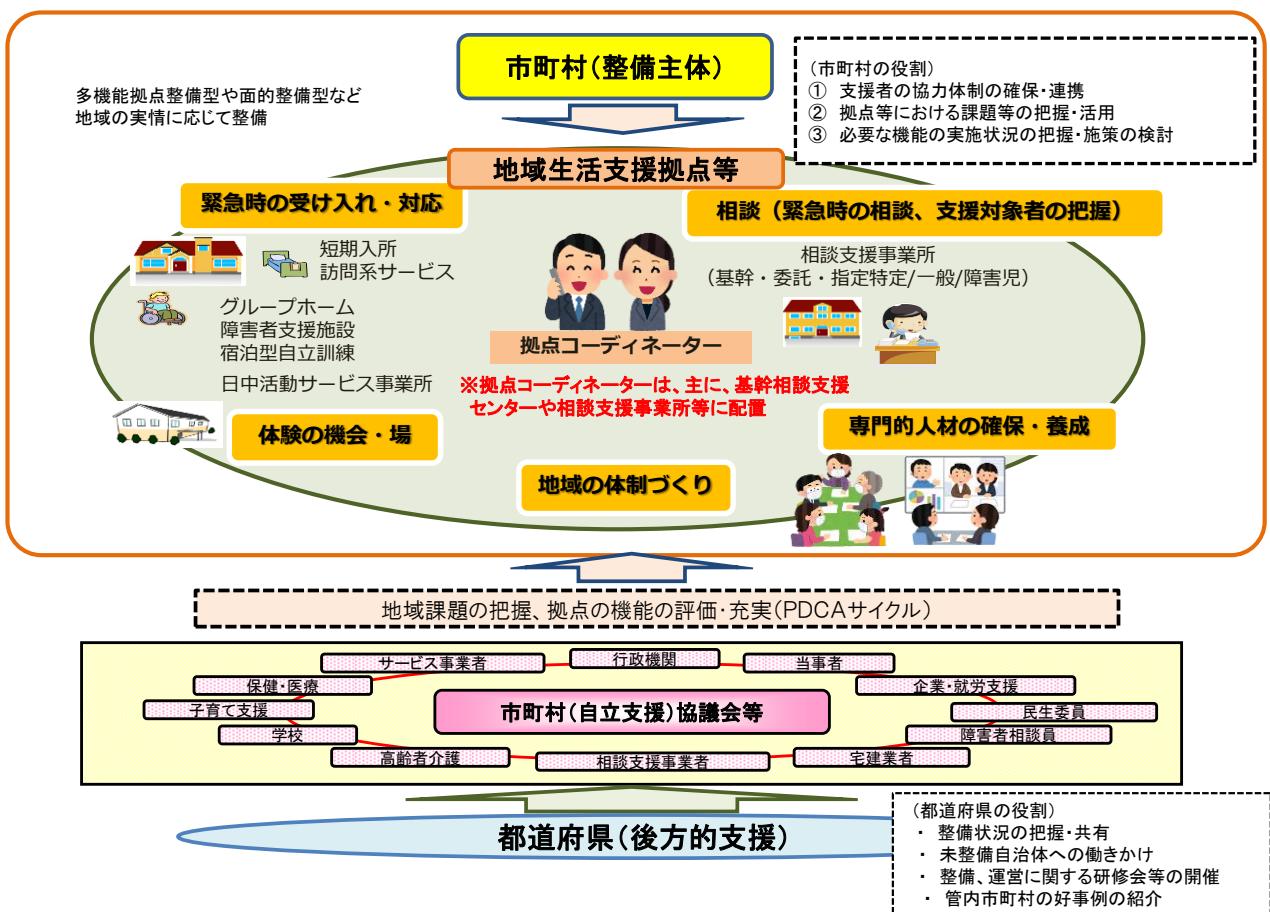
医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援に手厚さやスキルが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、緊急時の対応や備えといった必要な機能を十分に備えるために、人員の体制整備や関係機関との連携体制の構築を図る必要があります。拠点等に位置付けられていない障害福祉関係機関や、高齢者福祉関係機関、医療機関との連携も含めて多職種連携の強化を図り、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築することが重要です。

【都道府県の役割（後方的な支援）】

都道府県については、広域的な見地から、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた役割が期待されます。

具体的には、管内市町村における地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を把握し、継続的に市町村に情報共有を図るとともに、未整備の市町村への整備の働きかけや研修会を開催して管内市町村と現状や課題の共有、好事例の紹介をするなど、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた後方的な支援に取り組む必要があります。

地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係（イメージ図）



第3章 地域生活支援拠点等の機能の評価方法について

地域生活支援拠点等の機能の充実、強化を図っていくためには整備主体である市町村において、地域生活機能拠点等が必要な機能を備えているか、継続的に検証・検討していくことが重要です。ここでは、地域生活支援拠点等の必要な機能の評価軸について示しています。

1. 地域生活支援拠点等の機能の評価軸

地域生活支援拠点等の機能の充足度を評価するに当たっては、下表に示す「地域生活支援拠点等が必要な機能」を評価軸とし、各機能の取組状況を客観的な評価項目・評価指標（本手引きの第4章に掲載）に基づいて検証します。

地域生活支援拠点等の必要な機能の評価軸

区分Ⅰ：地域生活における安心の確保に関する機能

区分Ⅱ：地域生活への移行・継続の支援に関する機能

区分Ⅲ：地域の支援体制に関する機能

区分Ⅰ	(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	(b) 【①相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保
		(c) 【②緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等の緊急時の受け入れ先の確保
区分Ⅱ	(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	(e) 【③体験の機会・場の確保】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施
区分Ⅲ	(f) 【④専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	
	(g) 【⑤地域の体制づくり】 把握した障害者等の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	

2. 地域生活支援拠点等の機能の検証・評価のプロセス

市町村（整備主体）は、拠点等の整備・運営を中心になって担うコアメンバー（市町村担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）とともに、地域生活支援拠点等に必要な機能について実施状況を定期評価し、地域課題の抽出および対応策の検討を行う必要があります。

こうした取組は、PDCAサイクルの視点で継続的に行う必要があります。

地域生活支援拠点等の機能の検証・検討の流れ



各場面における留意事項

STEP	留意事項
1 【Plan】「拠点等に期待される役割」の認識の共有・確認	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当職員は、拠点コーディネーターと連携して拠点等に位置付けられている機関の管理者等と拠点等の設置や運営に関するコアメンバーを形成します。自圏域における拠点等に期待される役割や現状、課題等について協議することで、共通認識を作っていくことが求められます。 本手引きの巻末にある総括表を活用して、拠点等の目指す姿や目標、障害福祉計画における計画等、コアメンバーで協議したことを記載し共有したことを記載していきます。
2 【Plan/Do】 地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を図るために利用者等からのニーズの適切な把握	<ul style="list-style-type: none"> アンケートやヒアリングといったことの実施の他にも、拠点コーディネーターが拠点等に位置付けられている各機関における活動状況や障害者等や家族、関係機関から求められた機能等を聞き取る中で、運用上の工夫や地域のニーズを把握していくことも必要です。 また、それぞれの拠点の状況や求められているニーズ等についてコアメンバーとだけでなく、拠点等に位置付けられている各機関との間でも共有することで、互いの活動状況や運用上の工夫等を知ることができ、機関ごとの連携や質の向上にも繋がっていくことが期待されます。
3 【Check①】 評価指標を活用した機能の実施状況の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 本手引きの巻末にある評価指標を活用しながら、自圏域の現状をコアメンバーで共有していきます。また、ステップ2で把握した現状も参考にしながら総括表の項目ごとの目標や「自己評価」の『◇現状・課題に係る評価』『◇今後の対応等』についてもコアメンバーで協議して記載していきます。
4 【Check②】 協議会への報告と利用者・関係者等による評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> コアメンバーで自己評価して記載した総括表や活動実績等を協議会等の会議体で報告・共有します。会議体の委員等から出た意見や評価については、総括表の該当する欄に記載しておきます。 定期評価の実施に当たっては、障害者等や家族からの満足度も考慮する必要があります。拠点等の機能を提供する側と利用する側の間で、対応できた／対応できなかったニーズについて認識の齟齬がないかを確認します。
5 【Action】 協議会等による評価を踏まえた不足する施策の検討・提案・実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の機能で対応できた／対応できなかったニーズやその支援状況等をコアメンバーの間で共有し、今後の対応や改善点等を協議します。 (＊個別事例の処遇決定を行う会議ではありません)

3. 地域生活支援拠点等の各機能の評価方法

地域生活支援拠点等に必要な機能の充足度を評価するに当たっては、評価軸ごとに設定された客観的な評価項目・評価指標（本手引きの第4章に掲載）に基づいて各機能の取組状況を検証し、全体を通して「十分できている」「一定程度できている」「全くできていない」の3段階で評価します。

評価の実施に当たっては、コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価と、協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（以下「協議会等による評価」という。）の2段階で行います。それぞれ各機能の評価項目・評価指標に沿って実施状況を検証し、現状と課題、今後の対応策について評価を行います。

地域生活支援拠点等の各機能の評価に係る総括表（イメージ）

評価軸	コアメンバーによる自己評価	協議会等による評価
(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	充足度【チェック欄】 <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない 現状・課題に係る評価【自由記述欄】	充足度【チェック欄】 <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない 現状・課題に係る評価【自由記述欄】
(b) 【相談機能】…	…	…

*自由記述欄等にチェックした理由や状況等を記載しておくと、担当者が変わった際に評価するうえで参考になります。

総括表の記入方法

地域生活支援拠点等の機能の検証・検討の流れ(本手引き 12 頁)ならびに障害福祉計画との関連性は以下のとおり。

◆ 貴市町村の地域生活支援拠点等の目指している姿
<p style="color: red;">STEP1. 【Plan】 「拠点等に期待される役割」の認識の共有・確認 STEP2. 【Plan/Do】 地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を図るため 利用者等からのニーズの適切な把握 ⇒障害福祉計画の開始時期（3年ごと）に実施し、その時期の地域の実情を踏まえて設定してください。</p>

◆ 第6期障害福祉計画		(令和3年度～令和5年度)における地域生活支援拠点等の目標について		
目標値	令和5年度末の 地域生活支援拠点整備数	運用状況の検証・検討回数		
		障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	3箇所	年1回	年1回	年1回

貴自治体の障害福祉計画から転記してください。

障害福祉計画の1年目 地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括						
I. 地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標						
(a) 【要支援者の事前把握及び体制】緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	【要支援者の事前把握】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も		
	貴自治体の障害福祉計画から転記してください。	障害福祉計画1年目の目標（取組内容）を記入してください。	<p style="color: red;">STEP5. 【Action】協議会による評価を踏まえた不足する施策の検討・提案・実施 ⇒上記の段階において、次年度の中間目標を障害福祉計画の評価時（年度</p>			
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）				
◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできない）	プルダウン選択➡ 一定程度できている		△充足度（十分できている/一定程度できている/全くできない） プルダウン選択➡ 一定程度できている			
※模式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※模式2の詳細の評価を踏まえて評価すること					
◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	△現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること					
◇今後の対応等（自由記述）	△今後の対応等（自由記述）					
	<p style="color: red;">STEP3. 【Check①】評価指標を活用した機能の実施状況の自己評価 ⇒上記の段階において、「△現状・課題に係る評価」「△今後の対応等」の欄には、障害福祉計画の評価時（年度単位）に記入してください。</p>					
	<p style="color: red;">STEP4. 【Check②】協議会への報告と利用者・関係者による評価の実施 ⇒上記の段階において、「△現状・課題に係る評価」「△今後の対応等」の欄には、障害福祉計画の評価時（年度単位）に記入してください。</p>					

第4章 必要な機能及び運営状況の評価指標とその活用方法

地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能及び運営状況を検証するに当たっては、本手引きの巻末に掲載している様式を用いて行います。様式には評価軸ごとに具体的かつ客観的な評価項目・評価指標が示されており、取組状況を把握するためのチェックリストの形式となっています。また、把握している数字を踏まえて取組の度合いを評価する項目も含んでいます。

※ 本章では地域生活支援拠点等の各機能及び運営状況の評価項目・評価指標を設定した意図や、各機能の実施において必要な取組内容について解説しています。また、具体的に何を取り組んでいけばよいかをイメージしやすいよう幾つかの事例をコラムとして掲載しています。

1. 要支援者の事前把握及び体制〔評価軸（a）〕

(a) 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

評価のポイント：

- 地域生活支援拠点等における「相談」や「緊急時の受け入れ・対応」を行うためには、その前提として、医療的ケアや強度行動障害を有していたり、障害福祉サービス等につながっていない等、緊急時において地域の障害福祉サービス事業所等では対応が難しく、拠点等の機能による支援が必要となる障害者等を事前に把握する必要があります。
- 緊急時の支援が必要な障害者等について、必要となる緊急連絡先等の情報をあらかじめ把握し、緊急対応が必要な場面に備えて拠点等の実施機関との間で情報共有しておく必要があります。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項目番	評価項目	評価指標
a-01	拠点コーディネーターの配置	<p>①拠点コーディネーターを配置しているか 〔配置先と配置人数（常勤・非常勤、専従・兼務別）〕</p> <p><input type="checkbox"/>基幹相談支援センター</p> <p><input type="checkbox"/>市町村障害者相談支援事業（※）</p> <p><input type="checkbox"/>指定相談支援事業所</p> <p><input type="checkbox"/>グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所</p> <p><input type="checkbox"/>拠点単独の事業所・事務室</p> <p>※市町村が実施する障害者相談支援事業のこと (以下同様)</p> <p>②配置している場合、コーディネーターとして期待される役割を担うことができているか</p>
a-02	緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握	<p>①緊急時の支援が見込めない障害者等を拠点等として事前に把握しているか 〔事前に把握している対象者の状態像〕</p>

項目番	評価項目	評価指標
		<input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な重症心身障害 <input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 強度行動障害 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> サービスの利用に繋がっていない障害者等 <input type="checkbox"/> その他
a-03	事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理	<p>①緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理をしているか</p> <p>②事前把握した名簿の更新を行っているか</p> <p>③緊急時に応じるために必要な情報（障害者等の状態像、同居する家族の連絡先等）を適切に把握しているか</p>
a-04	事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の名簿の「緊急時の受け入れ・対応」について実施機関との間で情報共有	<p>①「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関との間で情報共有をしているか</p> <p>②個別事例ごとに、緊急時の対応の仕方や協力機関が決められていて、障害者等・家族・関係機関等と共有されているか</p> <p>③緊急時に利用する機関がある場合に、平時において障害者等・家族がその機関を見学、体験利用等を行っているか</p>
a-05	事前把握していない障害者等への緊急時の対応の準備について	<p>①事前把握していない障害者等について、緊急時の対応が必要になった際に、支援できる体制について検討・準備しているか</p> <p>②障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者について、緊急時の対応が必要になった際に、市町村長が「やむを得ない理由による措置」に基づき支援できる体制について検討・準備しているか</p>
a-06	複数法人が拠点機能を担う場合の指揮命令系統の構築について	<p>①緊急時対応の場合において、必要に応じて市町村による対応指示が行われる体制を確保するなど、指揮命令系統を確保しているか</p>

【注 a-01：拠点コーディネーターの配置】

- 拠点コーディネーターは、地域生活支援拠点等の運営を中心に担う職員として、基幹相談支援センターや相談支援事業所等への配置や、次の機能・業務内容を担う者を想定しています。

〔拠点コーディネーターが担う機能〕

- 機能①：緊急時の支援が見込めない障害者等を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性等に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- 機能②：地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

〔拠点コーディネーターが担う業務内容の例〕

- 緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握・登録 《機能①》
- 常時の連絡体制の確保（拠点コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む） 《機能①》
- 緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応 《機能①》
- 入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握 《機能②》
- 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握 《機能②》
- 地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓 《機能②》
- 専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施 《機能②》
- 地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関・事業所による連携会議の開催 《機能②》
- 地域生活支援拠点等の広報・周知 《機能②》

【注 a-02：緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握】

- 医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援に手厚さやスキルが必要な障害者等、及び障害福祉サービスの利用につながっていない障害者等については、医療機関との連携も含めて緊急時の対応が十分できるよう、地域生活支援拠点等として対象者を事前に把握しておくことが極めて重要です。

〔緊急時の支援が見込めない者について事前把握しておくべき情報〕

- 対象候補となっている障害者等に、拠点等の機能の活用が必要な理由
- 障害者等の障害特性
- 障害者等の家族状況（同居している家族の連絡先含）
- 障害者等が利用する障害福祉サービス事業所や医療機関等の情報
- 家族等が入院する可能性等、障害者等の環境変化が発生する可能性
- 服薬情報（医療機関からどのような医薬品を処方されているか）
- 障害者等又は家族の経済状況

【注 a-03：事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理】

- 事前に把握した情報は、「緊急時の支援が見込めない障害者等の名簿（以下「名簿」という）として、Excel 形式の電子ファイル等で保存・管理することが想定されます。名簿を管理する際には、各市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応を図る必要があります。
- 同ファイルの登録情報は、障害者等又は家族の引っ越し等による転出や死亡時には更新が必要です。また、以前生活していた地域で事前に把握されていた、緊急時の支援が見込まない障害者等が新たに転入してきた場合も同様です。

Column

要支援者の事前登録について

取組事例ポイント《芦北町（熊本県）》：

- ◆地域生活支援拠点等の役割について短期入所事業所の職員向けの説明会を開催。
- ◆事前登録した利用者の緊急対応に備えて障害者相談支援事業所の相談支援専門員が対象者のアセスメントシートの作成及びモニタリングを実施。

町内の施設にアンケート調査を実施したところ、「障害特性が不明の要支援者を緊急時に受け入れることは難しい」といった声がありました。現在のところ障害福祉サービスに繋がっていない障害者の緊急時の受け入れが必要になった事例は報告されていませんが、今後発生した場合に備える必要があります。

そこで本町では、緊急時に要支援者の受け入れ先となる短期入所事業所の職員に対して、地域生活支援拠点等の役割等を周知するための説明会を開催しました。

また、地域生活支援拠点等の登録事業所（短期入所事業所等）の利用は事前登録制としました。さらに、障害者相談支援事業所の相談支援専門員が、事前登録した利用者のアセスメントシートを作成のうえモニタリングを行っています。事前登録した要支援者については、予め利用者の障害特性が把握できているため、短期入所事業所の職員は、安心して緊急時の受け入れを行っています。

【注 a-04：名簿の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関との間で情報共有】

- 医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援に手厚さやスキルが必要な障害者等、及び障害福祉サービスの利用につながっていない障害者等への対応が十分に図られるには、市町村や拠点コーディネーター、相談支援事業所、緊急時の受け入れ・対応の実施機関（短期入所事業所、グループホーム等）との間で、名簿の登録情報を事前に共有しておくことが重要です。
- 支援者と登録情報を共有する場合、各市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応を図る必要があります。
- 登録した個別事例ごとに、緊急時の対応の仕方や協力機関が決められていて、障害者等・家族・関係機関等と共有されていないと、実際の緊急時にどの機関がどう対応するかで混乱することが予測されます。また、その対応内容をサービス等利用計画や個別支援計画等にも記載しておくことで平時から準備・共有しておくことが大事です。
- 緊急時において、見たことのない機関を利用することが、大きな不安やストレスになる方もいらっしゃいます。短期入所事業所等の緊急時に利用する機関がある場合に、平時において障害者等がその機関を見学しておいたり、体験利用等を行うことも大事な準備になります。

【注 a-05：事前把握していない障害者等への緊急時の対応の準備について】

- 実際の支援の現場においては、事前に把握していなかった方について、緊急の対応が求められることも出てくることが予測されます。対応が必要になった際に、各機関が支援できる体制について検討・準備しているかも必要になってきます。
- 障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者等に対して緊急時の対応が必要になった際には、市町村長が「やむを得ない理由による措置」に基づき支援を行うため、市町村長からの指示（委託）により各機関が支援できる体制を検討・準備しておく必要があります。

column

緊急時の支援体制について（1）

取組事例ポイント《鹿児島市（鹿児島県）》：

- ◆基幹・拠点の双方が情報共有できるよう共通様式の相談受付票を使用。
- ◆定期的な情報共有の場として自立支援協議会の場を活用。

鹿児島市障害者基幹相談支援センター（以下：基幹）や地域生活支援拠点（以下：拠点）で受けた緊急相談（緊急一時保護につながりそうな）事例は、タイムリーに拠点や行政機関と情報共有できる連絡体制で対応しています。基幹や拠点がキャッチした緊急相談や一時保護の可能性のある当事者の情報は、相互に相談受付票や関係機関等の作成した支援関係書類等をベースに共有しています。基幹と拠点の双方が情報把握しやすいように、相談受付票は共通様式となっています。

事前登録制という形はとっていませんが、基幹に情報を集約して、必要時に情報をお互いに確認できる連絡体制を構築しています。緊急一時保護につながる可能性が少しでもある方からの相談が入った際に、すぐに共有できるようにしています。

すぐに緊急一時保護とならなくても、記録及び電話等での情報共有を行い、その後の対応に備えています。必要に応じて、追加の情報収集を行い関係者と連携しています。

緊急相談につながる可能性が高いケースでは、行政や基幹の担当者より、拠点のコーディネーター及び拠点宿直者へ事前の情報提供があります。基幹が開所していない時間帯に、緊急相談があった際に、スムーズに対応できるよう基幹と拠点は勿論、行政機関や関係機関が必要な情報の共有を行うための連絡体制を整えて、当事者及び家族からの相談に即応できるように備えています。

また、定期的な情報共有の場として、自立支援協議会定例会の事務局会議及び定例会の場等（各月1回）も活用しています。拠点で一時保護を行う場合に、どのような受入条件とするか、受入中にどういった方向性で今後の生活を検討していくか等、一時保護につながる前までに検討できることを関係者（基幹や行政機関等含む）間で協働して事前にイメージの共有を図っておくことがとても重要です。結果的に一時保護につながらないことが多いですが、そういった平時からの情報やコミュニケーションの積み重ねが、いざという時の安心感へつながっていると日々実感しています。

【注 a-06：複数法人が拠点機能を担う場合の指揮命令系統の構築について】

- 既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して整備している場合（面的整備型）、拠点等の運営主体は中心機能を有する施設等を運営する法人、或いは関係施設等を運営する複数の法人等となるため、異なる法人同士でのやり取りの中で何らかの事故が発生した場合には責任問題に発展しかねません。このような民間同士のトラブルを避けるため、緊急時において必要な場合に、市町村の対応指示に基づき拠点機能を担う法人の職員が連携して対応するための体制・指揮命令系統を確保しておく必要があります。

- 市町村と委託先の間のパートナーシップを構築・強化していくため、委託先が緊急時の支援において判断に迷う場合や重大な事故が懸念される場合には障害福祉担当部門に相談できるよう、委託先との間で緊急連絡先を共有しておくことも考えられます。
- 一方、同一法人が運営するグループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センター等に拠点等の機能を集約して整備している場合（多機能拠点型）、施設同士の指揮命令系統は当該法人の内部で完結します。

column

緊急時の支援体制について（2）

取組事例ポイント《鹿児島市（鹿児島県）》：

- ◆拠点での宿直業務は相談支援専門員または管理者クラスが担当。
- ◆宿直業務の引継ぎ事項の連絡先には行政担当者の携帯番号を掲示。

24時間365日の支援体制整備を地域生活支援拠点（以下：拠点）として担っていますが、なかでも夜中の電話対応は緊張を伴います。拠点での宿直業務は相談支援専門員または管理者クラスが担います。その場での判断が必要となるためです。緊急一時の受入れ等、翌朝、もしくは週明けに基幹、ならびに障害福祉課への事後報告をさせていただきます。

重責ではありますが、実は宿直業務の引継ぎ事項の連絡先リストには、鹿児島市役所の障害福祉課係長の携帯番号も掲示されています。判断に迷うときや、重大案件の際に相談するためです。24時間365日対応となると、係長の負担が気になるところですが、それを必要と認めてくれる障害福祉課は、ほんとうに頼りになります。

行政とのパートナーシップが大切、といわれますが、鹿児島市の場合はそのことを体現しつつ課題解決に向けて共に取り組んでいただいております。

column

緊急時の支援体制について（3）

取組事例ポイント《半田市（愛知県）》：

- ◆利用者の緊急時の支援に適した受け入れ先がない場合は市独自の事業で対応。
- ◆上記対応の判断のため、市・基幹が互いの連絡先を共有し迅速な連絡体制を構築。

緊急時の支援は、夕方や夜間など時間を問わず発生します。また、必要とするサービスを過去に利用したことがないという方も少なくありません。そのような状況においては、半田市と基幹相談で緊急時の対応する仕組みの優先順位や役割分担をお互いに理解していることが大切です。

半田市では、短期入所等サービスに空き状況があれば、短期入所を活用します。しかし、その方に合った事業所の空きがない場合は、緊急ショートステイ事業（半田市事業）で対応することにします。この判断と依頼については半田市が行うため、緊急時の支援が発生すると、半田市と基幹相談で連絡を取り合いながら対応にあたります。そのため、半田市（担当課長と担当者）と基幹相談（センター長・副センター長）がお互いに連絡先を共有し、いざという時に速やかに連絡を取り合うことができるようになっています。

また、事業所との信頼関係も大切であるため、緊急時に至った経緯やその後の見通しも含めて事業所と情報共有し、ともに緊急時の支援体制を築いていくという姿勢を大切にしています。

2. 相談機能〔評価軸 (b)〕

(b) 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保

評価のポイント：

- 地域生活支援拠点等については、障害者の地域生活の安心を確保するため、緊急時の相談に対応するための常時の相談体制を構築することが必要です。
事前に把握した障害者等を含め拠点等における相談の窓口を周知するとともに、グループホーム等との関係機関との連携等により、常時の相談体制の確保を図ることが求められます。
- 上記の体制が拠点等の実施機関において確保されているかを検証します。

項目番	評価項目	評価指標
b-01	拠点等として「相談」の実施機関の位置付け	<p>①拠点等として「相談」を行う実施機関を位置付けているか [位置づけている機関]</p> <p><input type="checkbox"/>基幹相談支援センター</p> <p><input type="checkbox"/>市町村障害者相談支援事業</p> <p><input type="checkbox"/>指定相談支援事業所</p> <p><input type="checkbox"/>その他の事業所又は機関</p>
b-02	拠点等の「相談」の実施機関における緊急時の相談体制の確保	<p>①24時間の相談体制を確保しているか [体制の確保方法]</p> <p><input type="checkbox"/>単独の相談支援事業所による体制</p> <p><input type="checkbox"/>複数の相談支援事業所による体制</p> <p><input type="checkbox"/>グループホーム等との連携による体制 [対象者の範囲]</p> <p><input type="checkbox"/>法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等</p> <p><input type="checkbox"/>対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）</p> <p><input type="checkbox"/>対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）</p>
b-03	拠点等において「相談」に関する実施体制	<p>①拠点等において「相談」に関わる実施体制の人員に不足はないか [実施体制]</p> <p><input type="checkbox"/>「相談」に関わる職員数</p> <p><input type="checkbox"/>（うち）相談支援専門員の人数</p> <p>②緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなど、適切に対応ができるか</p>

【注 b-01：拠点等として「相談」の実施機関の位置付け】

- 地域生活支援拠点等における「相談」の実施機関としては、基幹相談支援センターや市町村障害者相談支援事業、指定相談支援事業所等が想定されます。基幹相談支援センターの運営主体は、市町村（あるいは市町村が委託する社会福祉法人や社会福祉協議会等）であり、虐待防止センター等と併設されていることがあります。

【注 b-02：拠点等の「相談」の実施機関における緊急時における相談体制の確保】

- 地域生活支援拠点等における「相談」の実施機関においては、事前に把握している強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等緊急対応など支援が必要となる障害者等に対する緊急時の対応等が想定されることから、緊急時に対応できるよう 24 時間の相談体制を整備することが考えられます。
- 24 時間の相談体制の整備に当たっては、特定の法人や事業所のみで対応することが難しい場合もあることから、地域の実情に応じて地域の相談支援事業所による当番制や、夜間の職員体制を有するグループホームや障害者支援施設、宿泊型自立訓練との連携など、効果的な体制を整備することが考えられます。

column

多機能拠点整備型であり面的整備型でもある体制について

取組事例のポイント《鹿児島市（鹿児島県）》：

- ◆基幹の運営協議会を構成する 60 法人のうち 14 法人が連携協定を締結、連携法人は基幹と同一建物のグループホームで宿直業務に参加
- ◆夜間の第一報はグループホームの夜勤者が受電、緊急度合いに応じて基幹の宿直者に内線で連絡

鹿児島市障害者基幹相談支援センター（以下：基幹）の受付時間以外は、虐待通報の対応も請け負っています。宿直者は木造 4 階建ての地域生活支援拠点（以下：拠点） 1 階にある宿直室に待機してもらうのですが、第一報は上階のグループホームの夜勤者が受電し、緊急度合いに応じて宿直者に内線で連絡し対応してもらうという仕組みです。基幹の運営協議会を構成する市内の 60 法人のうち、13 法人と我が法人が連携協定を締結しています。連携協定法人は、それぞれの事業所で緊急一時保護等の受け入れを担ってもらおうほか、月に数回は拠点で宿直業務に入っています。開設前は「なぜ、ほかの法人の事業を手伝わなきゃいけないのか？」という意見もあったのですが、開設 1 年目のある夜のこと、緊急対応をした方を日常的に支援している事業所の管理者が、「大変なときに助けてもらった。ぜひ、手伝わせてもらいたい」と腕まくりをしてやってくれました。うれしい限りであり、このように、じわりじわりと仲間が増えています。

宿直者には 20 時 15 分の引継ぎの時点で、お泊りセットを手渡されます。手提げ袋の中身は、クリーニングされたシーツセット、公用車の鍵やら宿直室やエレベーターの鍵がじやらじらついた宿直ファイル、そして電話の子機です。宿直室の電話は外線の呼び出し音が鳴らないように設定してあり、何もなければ仮眠できます。内線の呼び出し音が鳴れば、即対応してもらわなければなりません。しかし、トイレ等で宿直室を離れる場合には、さきほどの電話の子機をオンにして持ち歩いてください、というルールにしてあります。

【注 b-03：拠点等において「相談」に関わる実施体制】

- 地域生活支援拠点等における「相談」の実施機関において、緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなどの対応を適切に行えるよう、「相談」に関わる職員や相談支援専門員の人員体制を確保する必要があります。
- 実施体制について、兼務の相談支援専門員も多いことが想定されることから、人数だけでなく、常勤換算上の実数についても留意して評価する必要があります。

column

『緊急時・災害時対応プラン』の作成（1）

取組事例のポイント《半田市（愛知県）》：

- ◆計画相談の更新時に『緊急時・災害時対応プラン』を作成、緊急時の連絡先や主たる介護者がいなくなったときの支援方法を記載。
- ◆今までに必要なサービスを利用していない方については、サービス等利用計画に記入、体験利用に繋げる。

地域生活支援拠点等の相談機能として、重要なポイントは「①緊急時支援の検討」、「②計画的な体験の実施」です。

緊急時の調整で多いのが、家族の高齢化により突然の入院等による支援調整です。その中には、家族のみで夜間を支援しており、生活介護等に通所はしているものの、居宅介護や短期入所は利用していない方が多くおり、調整に困難し、障がいのある方も初めての体験に戸惑われる方が多くいます。

本来であれば、相談員が将来のことも想定して、緊急時の支援を家族ともに検討しておく必要がありますが、その機会として半田市では、計画相談の更新時に『緊急時・災害時対応プラン』を作成する取り組みを始めています。

内容としては、緊急時の連絡先や主たる介護者がいなくなったときの支援方法（親族で支援が可能なのか、何らかのサービスを利用する必要があるのか）を記入する形となっており、必要なサービスの利用が今までない方については、サービス等利用計画に記入し、実際に体験していくという取り組みです。今後それらの情報を行政と基幹相談で共有し、緊急時の支援に活用していく予定でいます。

記入例		半田市緊急時・災害時対応プラン(兼個別避難計画)						登録番号	
作成日(西暦) 2021年5月20日								1980年12月4日	
氏名 半田 太郎 性別 男 生年月日(西暦) 1980年12月4日		住所または居所(施設入所・入院等住所以外に在住の場合)						連絡先	
〒475-0000								0569-21-1111	
半田市岩滑中町1-1									
障がい等(等級・部位等) ※避難支援等関係者に主障がいを公開したくない場合はチェック									
<input checked="" type="checkbox"/> ※主障がい非公開希望		身体 <input checked="" type="checkbox"/>		精神 <input checked="" type="checkbox"/>		療育 <input checked="" type="checkbox"/>			
等級:要介護 1		等級 1		等級 1		等級 A			
等級:要支援 1 <input checked="" type="checkbox"/> 主障がい		心臓機能障害		統合失調症		ADHD			
緊急時連絡先1 続柄 母 半田 花子 〒475-0000		住所							
自宅 0569-21-1111 災害時支援の可否 可否		同居 同居以外の場合							
携帯 090-0000-0000 昼間 <input checked="" type="checkbox"/> 同居の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/>									
FAX 0569-21-1112 夜間 <input checked="" type="checkbox"/>									
緊急時連絡先2 続柄 兄 半田 二郎 〒455-5555		住所							
自宅 0562-21-2222 灾害時支援の可否 可否		同居 同居以外の場合							
携帯 090-1111-1111 昼間 <input checked="" type="checkbox"/> 同居の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/>									
FAX 0562-21-2222 夜間 <input checked="" type="checkbox"/>									
利用者 利用中サービス <input checked="" type="checkbox"/> 相談支援事業所 半田市障がい者相談支援センター		事業所名		利⽤中サービス		事業所名		相談 花子	
重度訪問介護		半田ケア		就労移行支援		半田サービス			
重度障害者等包括支援		自立訓練(機能訓練)							
行動支援		自立訓練(生活訓練)							
同行支援		日中一時支援A型・B型							
移動支援		生活介護							
共同生活援助		療養介護							
施設入所支援		短期入所							
児童発達支援		放課後等デイサービス							
居宅訪問型児童発達支援		保育所等訪問支援							
児童医療型児童発達支援		体験的宿泊							

3. 緊急時の受け入れ・対応 [評価軸 (c)]

(c) 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保

評価のポイント：

- 地域生活支援拠点等において緊急時の受け入れ・対応を適切に行うためには、「緊急時」の定義を明確にした上で、「相談」の実施機関と「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関の間で連絡調整のルールを策定し、マニュアルやフローチャートを関係者の間で共有しておく必要があります。
- また、自拠点等において緊急時の受け入れ先の確保が困難な場合に備え、地域の障害福祉サービス事業所等で受け入れ可能な体制を予め確保しておく必要があります。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項番	評価項目	評価指標
c-01	緊急時の連絡調整のルール策定	<p>①「緊急時」の該当基準や要支援者の受入基準を策定し、実施機関に周知しているか</p> <p>②「緊急時」に適切に対応するためのマニュアルやフローチャートを策定し、実施機関に周知しているか</p>
c-02	拠点等として「緊急時の受け入れ・対応」の実施体制	<p>①「緊急時の受入・対応」の機関は十分に確保しているか [要支援者の受け入れ要請の相談受付件数] () 件／月</p> <p>[拠点等として確保している空室の数]</p> <p><input type="checkbox"/>短期入所事業所 <input type="checkbox"/>グループホーム <input type="checkbox"/>障害者支援施設 <input type="checkbox"/>宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/>その他（マンション等）</p> <p>受入可能人数の目安の合計 () 室</p> <p>[拠点等として緊急時対応を行う事業所]</p> <p><input type="checkbox"/>訪問系サービス</p> <p>②不足する場合、地域の緊急受入先の確保・開拓をしているか</p> <p>③緊急保護時の不測事態に備えた医療機関等との連携体制を確保しているか</p>
c-03	自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制の確保	<p>①自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制を確保しているか</p> <p>②自拠点等で受入困難時の連携している事業所の担当者及び連絡先を把握し、事業所内で共有しているか</p> <p>③当該事業所において、受け入れ対応が可能（又は困難）な障害者等の状態像を把握しているか</p>

【注 c-01：緊急時の連絡調整のルール策定】

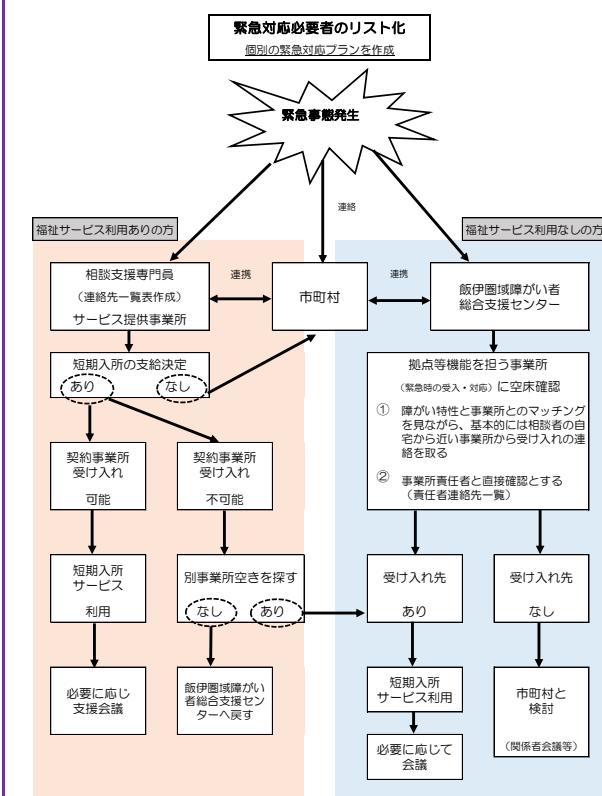
- 「緊急時」の定義が明確でないと、地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関において、利用者等がどのような状態の場合に受け入れるべきか、一定の基準のもとでの判断ができません。
- また、本当に緊急での受け入れが必要なケースが発生した場合に、拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関での受け入れができなくなります。
- 「緊急時」の該当基準としては、例えば次のような条件が挙げられます。

- + 障害者等の家族の入院（急病・事故）・葬祭等の急用や、やむを得ない事情で居住地域から不在になり、障害者等のケアや日常生活が危ぶまれ、在宅での生活ができなくなる場合
- + 災害（台風・大雨等）により利用者等が居住している住居が災害に遭い、障害者等のケアができなくなる場合

- 「緊急時」に適切に対応するには、「緊急時」の定義や受け入れ先との連絡調整（フローチャート形式）、医療機関との連携も含めた対応方法を示したマニュアルを策定する必要があります。当該マニュアルは、「相談」の実施機関に配置された拠点コーディネーターから「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関（短期入所事業所、グループホーム等）に周知する必要があります。

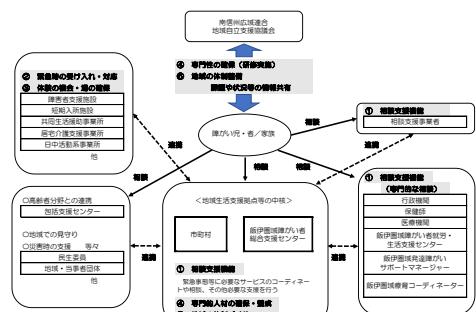
フローチャートの例

緊急時支援等の利用に係るフローチャート《飯伊圏域（長野県）》



- 事前登録の必要性については、担当の相談支援専門員、市町村、障がい者総合支援センターで検討。
- 施設の申し込みは、本人・家族から直接施設への申し込みはできず、緊急入所の必要性が判断された場合に市町村が実施。
- 利用した場合、障がい福祉サービスの短期入所利用料の自己負担分が発生。

参考：飯伊圏域（長野県）面的整備イメージ



column

『緊急時・災害時対応プラン』の作成（2）

取組事例のポイント《半田市（愛知県）》：

◆主たる介護者による介護ができない事態に備えて『緊急時・災害時対応プラン』をサービス利用者全員を対象に作成。

◆緊急時の連絡先、利用予定の事業所を速やかに把握するためフローチャートを整理。

◆基幹が拠点等の登録事業所の空き室状況、受け入れ可能な障害等を把握。

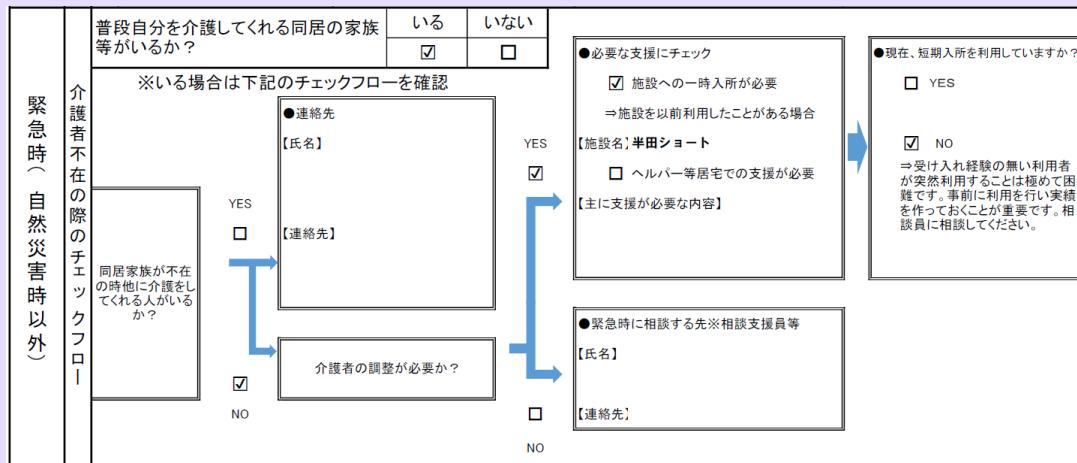
緊急時（主たる介護者が介助ができないとき）に適切な環境を整えるには、「①利用者の必要な支援と今までに利用したことのあるサービスや事業所を把握すること」と、「②各種事業所の空き状況を知っていること」の両方が必要です。しかし、計画相談支援事業所だけでこれらの2つを把握して即座に調整することは簡単ではありません。

そこで、半田市では『緊急時・災害時対応プラン』を、サービスを利用している方すべてに作成する取り組みを始めています。このプランの作成により、災害時の避難所での必要な支援を把握するとともに、基幹相談や行政がその人に必要な支援を把握することができます。

また、緊急時の想定をフローチャートで整理することにより、緊急時の連絡先や利用予定の事業所をすぐに知ることができます。それらの情報のもと、計画相談支援事業所と基幹相談、行政とともに早急かつ的確に支援のコーディネートすることができます。

さらに、基幹相談でグループホームや居宅介護、短期入所の空き状況やそれぞれの事業所が実際に支援可能な障がいの度合い等を把握することにより、計画相談事業所の相談員が緊急時の調整に迷ったときに情報提供やアドバイスをすることができます。

～半田市緊急時・災害時対応プラン（兼個別避難計画）より抜粋～



【注c-02：拠点等として「緊急時の受け入れ・対応」の実施体制】

- 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関において、緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなどの対応を適切に行えるよう、当番制なども含めた効果的な実施体制について検討する必要があります。
- 「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関の稼働率が高いために緊急時の受け入れが出来ないケースが出てきた場合は、実施機関を新たに開拓することが求められます。
- 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関では、緊急で受け入れした障害者等の容体が急変するなど不測の事態に備え、医療機関との連絡体制を確保しておく必要があります。

【注c-03：自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所との連携体制の確保】

- 自治体又は圏域内で短期入所の施設数又は空室数が少ない場合、自拠点等での受け入れ困難時に備えて共生型サービスの活用も有効です。共生型サービス事業所との連携体制を確保しておくことにより、自拠点等で「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関が受け入れ困難の際に受け皿として機能することが期待されます。
- 自拠点等での「緊急時の受け入れ・対応」が困難な状況において速やかに共生型サービス事業所との連絡調整ができるよう、当該事業所が受け入れが可能な（或いは困難な）障害者等の状態像を事前に把握しておくことに加え、担当者・連絡先を「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関の内部で共有しておく必要があります。

column

「緊急での受け入れを減らす」ための取組（1）

取組事例ポイント《埼葛北地区（埼玉県）》：

- ◆これまでにサービス利用の経験がない障害者と緊急時の受け入れ先の負担軽減のため潜在的要支援者の把握に努める。
- ◆療育手帳所持者のリストをもとに名簿を作成し、行政が定期的に本人の様子や将来の暮らしの移行を確認。

「緊急時の受け入れ・対応」が必要となる事例の多くは、これまで支援関係になかった方々です。このような方への介入は、ご本人にとっても負担が大きく、アセスメントにも時間がかかります。ご本人の情報がないことで受け入れ先も躊躇されることがあります。埼葛北地区では、このような事態をなくしていくため潜在的要支援者の把握に努めています。療育手帳所持者のうち、40歳以上の重度・最重度で、福祉サービス等の利用がない方の名簿を作成し、行政が年1～2回、ご本人の様子や将来の暮らしの意向を確認しています。ここで必要と判断した方には、再度、拠点コーディネーターが訪問しています。このように日常的な把握・かかわりをもつことで、ある日突然の「緊急時の受け入れ・対応」となる場面を減らすことに役立てています。

column

「緊急での受け入れを減らす」ための取組（2）

取組事例ポイント《埼葛北地区（埼玉県）》：

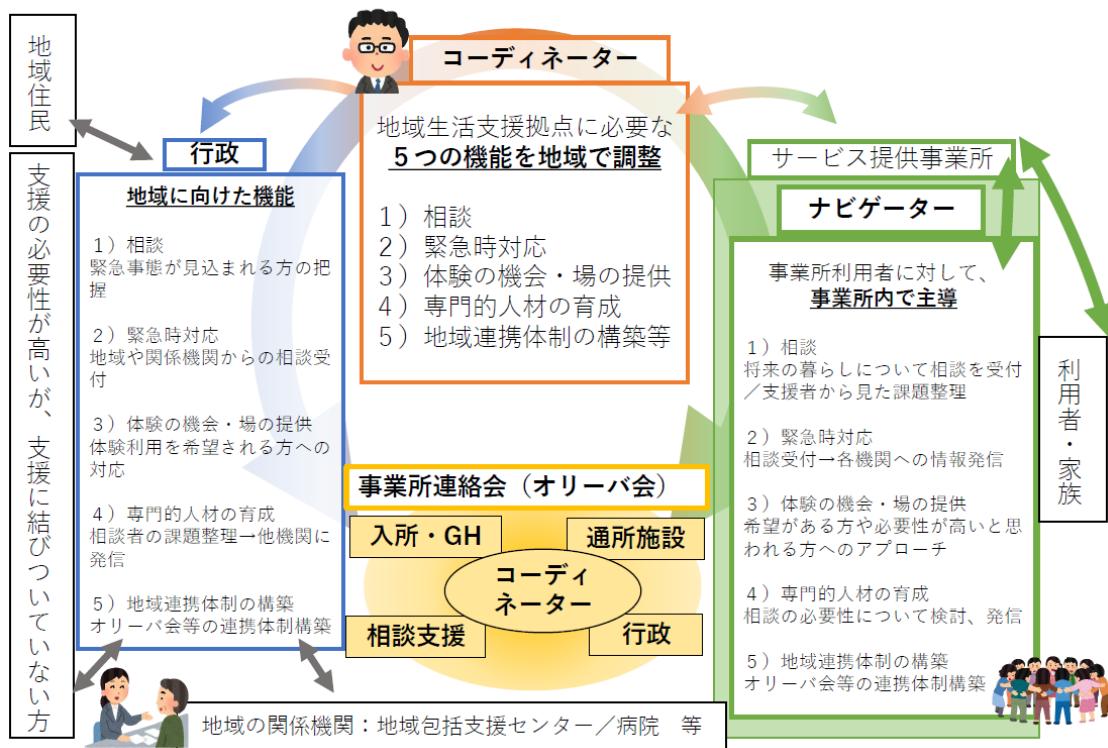
◆入所施設・通所施設・相談支援事業所ごとに拠点等のナビゲーターを配置し、日常的に利用者・家族からの『将来の暮らしの相談』にのるための体制を整備。

◆拠点コーディネーターとナビゲーターが連携して障害福祉サービス事業所向けに「利用者の将来の暮らしを考える」勉強会を企画・実施。

埼葛北地区では、通所サービスを利用しているご家族・ご本人に将来の暮らしのアンケート調査を行いました。アンケート回答者のほとんどが施設やグループホームでの体験を希望していることがわかりました。そこで通所先から将来の暮らしの相談が必要と思われる方をリストアップしてもらい、体験をしてもらう優先順位をつけました。ところが、いざ体験をお勧めすると「うちはまだ大丈夫」と体験を断られることが少なくありません。将来の暮らしに不安があるものの家族以外の方と暮らすイメージがついていないからだと思われます。

そこで入所・通所・相談のそれぞれに拠点等の係（ナビゲーター）を位置づけ、サービス事業所において、日常的に『将来の暮らしの相談』にのれるよう体制を整えました。拠点コーディネーターがナビゲーターとともに事業所職員向けに「利用者の将来の暮らしを考える」勉強会を企画するなど、地域全体のサービスの質の向上を目指しています。

コーディネーター・ナビゲーター・行政の役割 イメージ図



4. 地域移行のニーズ把握〔評価軸 (d)〕

(d) 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握

評価のポイント：

- 入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズを把握するには、その前提として、入所・入院者数や、一人ひとりの方の状況や状態像を把握する必要があります。また、地域移行支援を必要としている障害者等の人数や地域移行を進めるために共有すべき地域課題を自立支援協議会等を活用して情報共有していく必要があります。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項目番号	評価項目	評価指標
d-01	入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（1）	<p>①入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行について、ニーズの把握活動を定期的に実施しているか [実施した地域移行のニーズ調査]</p> <p><input type="checkbox"/>入所施設に入居している障害者等の数の把握</p> <p><input type="checkbox"/>精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握</p> <p><input type="checkbox"/>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画</p>
d-02	入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（2）	<p>①入所・入院中の障害者等一人ひとりの地域移行のニーズについて、本人のもとへ訪問して面接する等を行い、拠点コーディネーターが中核となって収集しながら計画相談の相談員が適切に把握しているか。また、地域移行支援等、地域移行や移行後の生活を支える社会資源等について説明を行っているか。 [把握した体験利用のニーズ]</p> <p><input type="checkbox"/>グループホームの体験宿泊等</p> <p><input type="checkbox"/>親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等</p> <p><input type="checkbox"/>緊急時の対応を想定した、平時において行うグループホーム等の体験宿泊等</p> <p><input type="checkbox"/>通所事業所の体験利用</p>
d-03	在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握	<p>①在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズを拠点コーディネーター等が把握しているか [把握した体験利用のニーズ]</p> <p><input type="checkbox"/>グループホームの体験利用</p> <p><input type="checkbox"/>親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等</p> <p><input type="checkbox"/>緊急時の対応を想定した体験利用</p> <p><input type="checkbox"/>通所事業所の体験利用</p>

【注 d-01：入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（1）】

- 障害者の入所施設や精神科病院等からの地域移行の支援ニーズを把握するため、入所・入院中の障害児者や入所施設や精神科病院等の医療機関、障害当事者等に対するヒアリングやアンケート調査を行う必要があります。
- 地域移行のニーズを把握するための調査の例：
 - + 入所施設に入居している障害者等の数の把握
 - + 精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握
 - + その他病院等における障害者等の地域移行等のニーズ調査

- 入所施設に入居している障害者等の数は、支給決定数や障害福祉計画等で確認します。
- 精神科病院の入院者数の状況は、ReMHRAD 地域精神保健福祉資源分析データベース（リムラッド）¹ 1等を活用して確認することができます。
- 調査等によって把握した入所・入院中の実数について、担当者だけが把握しておくのではなく、「自立支援協議会」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場」等において、地域課題のひとつとして幅広く周知・共有していくことも大事なことになります。

【注 d-02：入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（2）】

- 前項のニーズ調査の結果を踏まえ、障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域移行のニーズをより具体的に把握します。地域移行のニーズとしては、次の内容が想定されます。

- + 入所・入院からの地域移行に向けたグループホームの体験利用
 - ✧ 見学、宿泊を伴わない日中滞在、宿泊等を含む
 - ✧ 退所・退院後の生活支援のアセスメントや希望する者の体験利用
 - ✧ 入居を希望するかどうかといった意思決定のプロセスも含む
- + 一人暮らしに向けた体験宿泊
 - ✧ 地域の社会資源を活用しての体験宿泊
 - ✧ 見学、宿泊を伴わない日中滞在、宿泊等を含む
 - ✧ 退所・退院後の生活支援のアセスメントや希望する者の体験
 - ✧ 一人暮らしを希望するかどうかの意思決定のプロセスを含む
- + 緊急時の対応を想定した体験利用
 - ✧ 見学、宿泊を伴わない日中滞在、宿泊等を含む
 - ✧ 退所・退院後の地域での生活において緊急時に利用できる資源を確保する
 - ✧ 通所事業所の体験利用
 - ✧ 地域での生活で利用できる社会資源を知る

¹ <https://remhrad.jp/>

- 実際の場面において、入所・入院中の方が自ら行政機関や相談機関に赴いて、自分の気持ちや支援ニーズを発信する機会は殆どありません。データや書面調査等によって状況を把握した後に、拠点コーディネータを中心として、実際の入所・入院先に出向いていって本人の話を聴くことで実状を把握する必要があります。入所中の方であれば、サービス等利用計画を作成している相談支援専門員や事業所職員、行政機関等と協働していくことが考えられます。また、入院中の方であれば、入院前に障害福祉サービスを利用されていれば相談支援専門員、医療機関職員、行政機関、協議会等の地域移行に関する部会の部会員等との協働が考えられます。さらに、ピアソーターとの協働も期待されています。各地域の実状に応じて官民協働で取り組んでいくことが、地域ニーズとして協議会等で共有していくためにも大事なポイントになります。その上で、本人への意思決定支援のひとつとして、必要に応じて実際に本人に地域の支援機関を見学したり体験利用してもらうことが考えられます。
- 「体験利用」は見学やその場で一定時間過ごしてみる、宿泊してみる、といった本人の希望や状況に応じたいくつかの段階があり、進め方は個別支援のプロセスの中で、本人を中心とした支援チームと共に考えていくことになります。
- 「緊急時を想定した体験利用」は、本人の不安や障害特性等の状況により、必要に応じて行うことになります。
- 入所施設や精神科病院等からの地域移行の意思を表明された方については、本人の状況等を確認して、意思の実現のために必要に応じて地域相談支援（地域移行支援）の利用に向けて、指定一般相談支援事業所へ繋いでいくことが求められます。
- 一方で、時間をかけて意思の形成や表明の支援が必要な方もいらっしゃいます。引き続き拠点コーディネーターやピアソーター、地域の関係機関等との協働で、関係づくりや情報提供、上記の体験利用等を行っていくことになります。

【注 d-03 : 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握】

- 在宅の障害者等の地域生活移行のニーズとしては、次の内容が想定されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ✚ 家族と同居している障害者等の親元等からの自立や一人暮らしに向けたニーズ調査等 ✚ 本人と同意を得た上で相談支援事業所、通所事業所等からの本人のニーズの共有 ✚ グループホームの体験利用 <ul style="list-style-type: none"> ✧ 見学、宿泊を伴わない日中滞在、宿泊等を含む ✧ 生活支援のアセスメントや希望する者の体験利用 ✧ 入居を希望するかどうかといった意思決定のプロセスも含む ✚ 一人暮らしに向けた体験宿泊 <ul style="list-style-type: none"> ✧ 地域の社会資源を活用しての体験宿泊 ✧ 見学、宿泊を伴わない日中滞在、宿泊等を含む ✧ 一人暮らしの生活へ移行後の、生活支援のアセスメントや希望する者の体験 ✧ 一人暮らしを希望するかどうかの意思決定のプロセスを含む ✚ 緊急時の対応を想定した体験利用 <ul style="list-style-type: none"> ✧ 緊急時に利用できる資源を確保する ✚ 通所事業所の体験利用 <ul style="list-style-type: none"> ✧ 地域の社会資源を知ることで地域での生活で利用できる資源を確保する |
|---|

- 障害者等の親元からの自立や「親亡き後」も住み慣れた地域での生活継続を支援するには、拠点コーディネーターが中心となって自立支援協議会等も活用し、8050問題における地域包括支援センターとの連携や、地域包括ケアシステム推進会議、重層的支援体制整備事業におけるコーディネーター、社会福祉協議会等のコミュニティーソーシャルワーカー、自治会、民生委員等との地域住民との連携のもと、障害者等や家族からの地域生活支援のニーズを日頃から集約していることが重要です。
- また、既に障害福祉サービス等の利用者については、日頃から関わっている支援者が利用者や家族のニーズを把握していることがあるので、その場合に本人の同意を得ながらどのような方法で拠点コーディネーターと共有するか検討しておくことも重要です。

column

自立支援協議会を活用した地域移行の推進

取組事例のポイント《埼葛北地区（埼玉県）》

- ◆**圏域の精神科病院から地域移行が可能と見込まれる対象者、入所施設からの退所希望者に対して指定相談支援事業所による地域移行支援の推進**
- ◆上記の取組経過を自立支援協議会の場で報告し、相談支援専門員や拠点等の係（ナビゲーター）の質の向上に努める。
- ◆**地域のピアソーターが精神科病院に出向き、入院者に寄り添い、ロールモデルとなることで病院からの地域移行の意欲喚起に繋げる。**

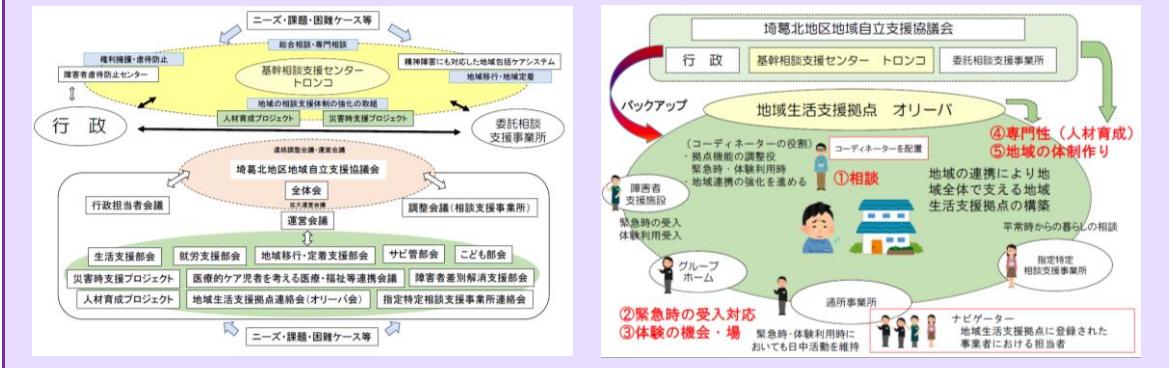
埼葛北地区地域自立支援協議会の中には、地域生活支援拠点連絡会（オリーバ会）と地域移行・定着支援部会があります。地域移行・定着支援部会では、圏域の精神科病院から地域移行が可能と見込まれる対象者を紹介してもらい、すべての指定一般相談支援事業所で分担して「地域移行支援」に取り組んでいます。

また、入所施設からの退所希望者についても、拠点コーディネーターと連携しながら、指定一般相談支援事業所が「地域移行支援」を進めています。これらの取組の経過は、それぞれの部会や連絡会で報告されます。取組経過を共有することで、相談支援専門員や入所・通所・相談の拠点等の係（ナビゲーター）の質の向上に努めています。

さらに、地域のピアソーターは、精神科病院へ出向き、入院者を対象とした茶話会を実施しています。ピアソーターが寄り添い、ロールモデルとなることで入院者の意欲喚起を行っています。

令和3年度埼葛北地区自立支援協議会組織図

埼葛北地区 地域生活支援拠点等イメージ図



column

入所施設からの地域移行を考える

取組事例のポイント 《埼葛北地区（埼玉県）》

- ◆**圏域で将来の暮らしの希望を伺うアンケート調査を行い、短期入所事業所の体験利用に対する地域のニーズ、その背景には地域での生活に不安を抱えていることを把握。**
- ◆**地域のニーズを入所施設に配置された拠点の係（ナビゲーター）と共有したことで、入所施設において体験利用の場の積極的な検討・整備に繋がる。**

拠点の取組を始めた当初の埼葛北地区の入所施設は、いつも満床で「将来の暮らしを考えるための体験の場」として活用することは困難な状況でした。しかし、圏域で実施した将来の暮らしの希望を伺うアンケート調査などから、短期入所の体験を希望している方が多くいることがわかりました。

入所施設の拠点の係（ナビゲーター）と短期入所を利用する人の背景について検討したところ、地域での生活に不安を抱えている人がたくさんいることが見えてきました。このような地域ニーズを共有したこと、入所施設内でも体験の場の受け入れについて積極的に検討が行われるようになりました。自法人でグループホームを立ち上げ、施設からの地域移行を行うとともにグループホームに短期入所機能をつけるなど、地域の要望に応えた法人運営を実践されています。

column

入所施設・精神科病院等からの地域移行・定着のためのニーズの把握活動

取組事例のポイント 《荒川区（東京都）》

- ◆**精神科病院に入院する長期入院患者を地域の支援者がペアで訪問、希望する暮らしや退院の意思などを確認（ただし、本人と病院の了解が取れた場合に限る。）**
- ◆**施設入所している知的障害者のニーズを認定調査のタイミングでヒアリングし、希望者には地元に戻る地域移行支援を実施。**

東京都荒川区では平成 28 年度から自立支援協議会に位置付けられた地域移行部会において、精神科病院に入院する長期入院患者のニーズ調査を実施しています。

630 調査や ReMHRAD で把握した病院に対して照会を行い、ご本人の希望と病院の了解が取れた入院患者に対して、地域の支援者（行政、相談支援事業所、ピアサポーター、グループホーム職員等）がペアで訪問を行い、希望する暮らしや退院の意思などを確認する活動を毎年続けています。

調査を通じて地域移行支援を利用して退院した方からは、病院職員さんには感謝しているけれど、なかなか本音を言えなかった。でも地元から来てくれた支援者には本音で話すことができて、自分が希望するところで暮らせるようになったというような感想もありました。ニーズ調査で語ってくれる患者さんの本音は、医療と福祉と行政の連携の接着剤になると思います。

また、同部会の知的ワーキングでも施設入所する知的障害者のニーズを認定調査のタイミングで丁寧に聞き取り、希望する方には地元に戻る地域移行支援に取り組んでいます。

地域移行・定着の推進のためには、ご本人の本音を聴く取り組みが最優先であると思います。

column

入所施設・精神科病院等からの地域移行に向けた取組・工夫

取組事例のポイント《半田市（愛知県）》

- ◆精神科病院には保健所・行政・基幹のチームがピアソーターとともに訪問、地域での生活イメージを伝え、本人から地域での生活体験の意向を確認。
- ◆入所施設には相談支援専門員・本人・施設管理者へのアンケートを実施。
- ◆障害児施設には児童相談所・本人の入所施設・本人が通っている特別支援学校の協力のもとで地域での生活体験の意向を確認。

病院や入所施設からの地域移行においては、入所・入院している人に意向を確認するとともに地域での生活をイメージしてもらうことが大切です。地域での生活をイメージしてもらう取り組みとして、病院にピアソーターとともに訪問して現状の生活やそれまでのご自身の体験を語ってもらったり、半田市での暮らしの現状を冊子にして届けたりしています。そのうえで、継続した入所・入院での生活を望まれるのか、地域での生活を体験してみたいのかなどについて意向を聞き取ります。入院している方については、保健所・行政・基幹のチームで意向の聞き取りを行います。入所している成人施設の方については、離れた地域での入所されている方も多いことから、通常の相談支援の計画とは別に、相談員・本人・施設へのアンケートを実施しています。また区分認定の際に行政が意向の確認も行っています。

障害児施設からの移行については、児童相談所と入所している施設、通っている特別支援学校にも協力をしてもらって意向の確認と体験の実施をしています。地域移行については、意思決定支援の視点からも複数の組織・立場の人間の協力が必要だと感じています。

column

エリアをまたぐ事例、そして、個人の限界

取組事例のポイント《鹿児島市（鹿児島県）》

- ◆県外から一人で訪れた旅行者が困っている場合や、身寄りがない状態で入院手続きが必要になった場合など、個人ではどうしようもない状況では、エリア内の関係各所・事業所・市を含むチームが一体となって支援が必要。

拠点を開所した当初のゴールデンウイーク（コロナ禍前）、警察署から「駅で困っている障害者がいらっしゃるので、お連れします」と連絡が入りました。ほどなくパトカーで連れてこられた方、県外から旅行で来鹿したが財布を落としてしまい（本人談）帰れなくなったり、という理由でした。協議の結果、一泊は緊急一時、翌朝の新幹線チケットを立て替えてお送りする、ということになりました。立て替えたチケット代を返金していただく際は、市役所間で連絡を取り合っていただき、数か月後にお返しいただいた次第です。

想定される困難事例として、例えば、身寄りがない状態で入院手続きが必要になった方がいらした際、病院に求められる署名欄に誰がサインをするのか、手術を伴う際はなおのこと、ということもあり得ます。「自覚者は責任者」そうありたいと目指しつつも、個人ではどうしようないので、エリア内の関係各所・事業所・そして鹿児島市を含むチーム一体となって取り組んでいく必要を感じています。

5. 体験の機会・場の確保〔評価軸（e）〕

(e) 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施

評価のポイント：

- 地域生活支援拠点等は地域移行や親元からの自立のニーズを適切に把握するとともに、把握したニーズを踏まえ「体験の機会・場」につなげて、地域生活への移行や継続につなげることが期待されます。
- 把握したニーズに対応するための体験利用の機会・場を十分に確保するとともに、把握したニーズを適切に体験利用につなげていく必要があります。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項目番	評価項目	評価指標
e-01	拠点等として「体験の機会・場」の確保	<p>①拠点等として「体験の機会・場」を確保しているか 〔「体験の機会・場」に関する実施機関の体制〕</p> <p><input type="checkbox"/>短期入所事業所 <input type="checkbox"/>グループホーム <input type="checkbox"/>宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/>通所事業所 <input type="checkbox"/>障害児関連の事業所 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>〔対象者の範囲〕</p> <p><input type="checkbox"/>グループホームの体験利用 <input type="checkbox"/>一人暮らしに向けた体験宿泊 <input type="checkbox"/>緊急時の対応を想定した体験利用 <input type="checkbox"/>通所事業所の体験利用</p> <p>②確保している場合、対象となる利用者の範囲・場所はニーズに照らして十分なものとなっているか 〔把握した体験利用のニーズと拠点等における実績〕</p> <p><input type="checkbox"/>体験利用の希望者数、（うち）待機者数、実際の利用者数 <input type="checkbox"/>対応できたニーズの把握 <input type="checkbox"/>対応できなかったニーズの把握</p>
e-02	地域の体験宿泊先の確保・開拓	<p>①拠点コーディネーターを中心として活用可能な空き家・公民館等、障害福祉サービス事業所以外の社会資源の開拓をしているか</p> <p>〔直近1年間で新たに設けた体験宿泊先〕 ()</p>

【注 e-01：拠点等として「体験の機会・場」の確保】

- 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の実施機関としては、短期入所事業所、グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練、通所事業所、障害児関連の事業所等が想定され、それぞれ空室を確保している必要があります。
- 「体験の機会・場」の対象者としては、次の利用目的に適合する者を想定しています。
 - グループホームの体験利用
 - 一人暮らしに向けた体験宿泊
 - 緊急時の対応を想定した体験利用
 - 通所事業所の体験利用
- 「体験の機会・場」を提供した際、対応できた障害種別や人数等について振り返り、把握をしておくことも重要です。

【注 e-02：地域の体験宿泊先の確保・開拓】

- 「体験の機会・場」の実施場所は、施設・事業所だけとは限りません。空き家や公民館といった障害福祉サービス事業所以外の社会資源を有効活用することも考えられます。拠点コーディネーターを中心に、こうした社会資源の開拓を行う必要もあります。

column

体験の機会・場の提供に関する取組・効果

取組事例のポイント《長野県》

◆ 「いつかは一人暮らしをしたい」「家族内に虐待やDVのおそれがある」「緊急時に活用したい短期入所事業所に慣れておきたい」等の様々な利用者の状況を踏まえ、県内のとある圏域では、体験の場として、拠点の機能を担うグループホームや短期入所事業所の活用、市町村独自事業でアパートの一室の借り上げを実施。

長野県内の多くの圏域（市町村）では、5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」から整備を始め、緊急時の体制と同時に、緊急時を生まない又は緊急時に備える「予防的な支援」の視点を共有してきました。その中で、「いつかは一人暮らしをしたい」「家族内に虐待やDVのおそれ等、潜在的な課題がある」「緊急時に活用したい短期入所事業所に慣れておきたい」等の様々な利用者の状況を踏まえ、体験の機会・場を設ける地域があります。

体験の場として、以下のような例があります。

- ・グループホーム、短期入所事業所（拠点の機能を担う事業所）の活用
- ・市町村単独事業（一人暮らし体験事業）としてアパートの一室を借りる

体験を経て、利用者ご本人が、「食事を作ることができた」「収入を増やす働き方ができないか」等、気づきを得ることも多く、エンパワメントの機会となっています。

このような事例を積み重ね、地域生活を支援する資源づくりを目指しています。

6. 専門的人材の確保・養成〔評価軸 (f)〕

(f) 専門性の確保に向けた取組の実施

評価のポイント：

- 地域生活支援拠点等には、医療的ケアが必要な者や強度行動障害、高次脳機能障害など支援が困難な障害者等への地域における専門的な支援体制の整備を進めていくことが期待されます。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項目番	評価項目	評価指標
f-01	専門性を高めるための人材養成研修のニーズの把握及び実施	<p>①専門的な人材の確保・養成のニーズを把握しているか</p> <p>②専門的な人材の確保・養成の研修を実施しているか</p> <p>〔拠点等の実施機関が実施している研修例〕</p> <ul style="list-style-type: none">□ 強度行動障害への対応□ 医療的ケアが必要な人への対応□ ひきこもりへの対応□ その他支援が困難な人への対応
f-02	拠点等の実施機関からのニーズを踏まえた外部研修の活用又は受講推奨	<p>①外部研修の情報収集や受講の勧奨を行っているか</p> <p>②収集した研修の情報を地域の関係機関等に情報提供しているか</p>

【注 f-01：専門性を高めるための人材養成研修のニーズの把握及び実施】

- 拠点コーディネーターは、事業所へのヒアリングや書面調査等により、障害者の重度化・高齢化に対応できる専門的な人材を確保・養成のニーズについて把握する必要があります。
- 研修の実施主体について、拠点等は主に拠点等が備えるべき機能（医療的ケア、強度行動障害等の専門的対応等）の充実強化に資する研修、基幹相談支援センターは相談支援体制の充実強化に資する研修を実施するなど、研修実施に関する役割分担をある程度明確化しておく必要があります。

【注 f-02：拠点等の実施機関からのニーズを踏まえた外部研修の活用又は受講推奨】

- 多様な研修ニーズに対して、全て自治体で研修の企画・実施といった対応をしていくことは困難です。都道府県や各種団体等で実施している研修の実施状況を情報収集し、必要としている障害福祉サービス事業所等に情報提供を行うことも考えられます。

専門性の確保に向けた取組

取組事例のポイント《半田市（愛知県）》

◆自立支援協議会の子ども部会を活用し、医療的ケア児とその家族を囲んで子どもの成長に合わせて必要な支援を検討、10年を経て地域の事業所で支援が可能になった。

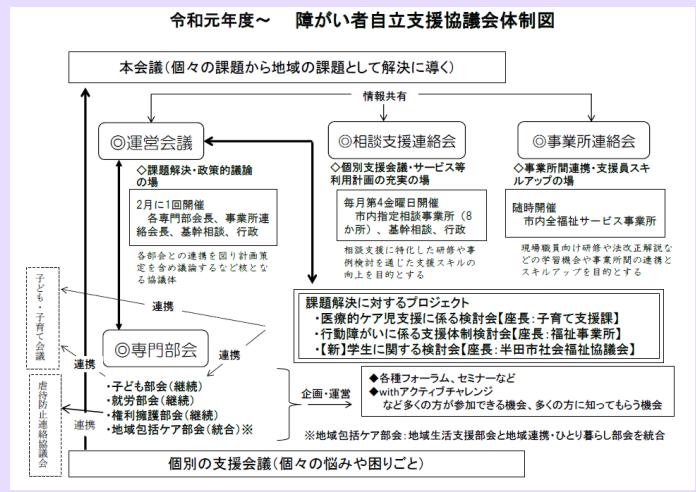
◆自立支援協議会に強度行動障害検討会を設置し、市が予算を確保して強度行動障害の指導者研修への専門人材の派遣・実地指導の仕組みを構築した。

強度行動障害や医療的ケアなど支援にスキルを必要とする分野については、実施できる事業所を増やしていくことが大切です。その取り組みを自立支援協議会に設けています。

半田市では、10年前の子ども部会で医療的ケアのお子さんの支援を取り上げて、医療的ケアの子どもの受け入れをしていない放課後等デイサービス事業所やヘルパー事業所、幼児保育課・地域福祉課の職員にも集まつてもらい、医療的ケア児とその家族を囲んで、家族から今の暮らしの困っていることやこうなつたらいいなを語っていただき、この子達が小学生になるときにどんな支援があつたらいいかをみんなでワークしました。その結果、10年たって医療的ケア児の子どもの支援できる事業所が複数個所でできています。

また強度行動障害については、強度行動障害検討会を設置し、半田市が予算をとって、「強度行動障害の基礎研修をすべての支援者に」を目標に毎年実施するとともに、指導者研修への事業所の職員の派遣やその方に協力してもらつての事業所へ出向いての実地指導の仕組みを作っています。

1つの事業所が努力するだけでない、たくさんの事業所にかかわってもらえる仕組みづくりが必要で、それは年数をかけて作っていく必要があると感じています。



7. 地域の体制づくり〔評価軸 (g)〕

(g) 地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施

評価のポイント：

- 地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するために、拠点コーディネーターを軸にしながら、行政機関や地域の障害福祉サービス事業所等、医療機関といった有機的なネットワークを構築して、地域課題の共有とその解決に取り組む必要があります。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項目番	評価項目	評価指標
g-01	緊急時の受け入れ・対応のための取り組み	<p>①拠点コーディネーターが中心となって、緊急時の受け入れや対応に関する事を協議するための関係機関・事業所による連携会議等を実施しているか</p> <p>②連携会議等において、緊急時の受け入れ・対応について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱っているか。</p>
g-02	地域移行・地域生活の継続支援のための取組	<p>①拠点コーディネーターが中心となって、入所・入院等からの地域移行に関する事を協議するための関係機関・事業所による連携会議を実施しているか</p> <p>②連携会議等において、入所・入院中等からの地域移行について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱っているか</p>
g-03	共通事項	<p>①地域の協力機関数が十分か。ニーズに対して地域の社会資源等が不足している場合に、協力依頼して登録事業所を増やす等、対応を図っているか</p> <p>②地域体制強化共同支援加算 算定期事業者数（ ）事業所/年 算定期回数（ ）回/年</p> <p>③地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組み、特色等<自由記述></p>

【注 g-01：緊急時の受け入れ・対応のための取り組み】及び

【注 g-02：地域移行・地域生活の継続支援のための取組】

- 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築したり、各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築するには、拠点コーディネーターを中心とした取組が重要です。

- 関係機関・事業所による連携会議の開催
- 緊急時の受け入れや対応に関する事項についての協議
- 入所施設や精神科病院等からの地域移行に関する事項についての協議
- 地域内の障害福祉サービス等事業所の連携や支援に関する協議
- 地域内の障害福祉サービス以外の社会資源との協力体制の整備等

column

地域の体制づくりに向けた取組・工夫

取組事例のポイント 《半田市（愛知県）》

- ◆市内の事業所に拠点等で目指している地域づくり、拠点等に期待される役割を周知するため、先進的な取組を行っている自治体から実践報告を聴講する場を設置。
- ◆緊急時の支援や病院からの地域移行に関する取組事例を掲載したハンドブックの作成・配布。
- ◆障害のある方の地域生活の体制整備を担う仲間を広げるため、市の独自事業（体験的宿泊事業）には従来の枠組みを超えた形で事業所に登録を促進。

地域の体制整備の工夫については、「①この町で誰もが暮らし続けていけるための工夫をそれぞれの事業所にとって自分事になるための情報共有」と、「②その仲間になってくれる事業所を今までの分野を超えて広げること」です。

半田市では、市内の事業所の皆さんに地域生活支援拠点等で目指している地域づくりと、どのような人がどんな時に地域生活支援拠点等を必要としているのかについて知っていただくために、先進的に地域生活支援拠点等を実践している自治体の方からの実践報告をしてもらう場を作るとともに、実際に半田市で緊急時を支援した事例や、病院から地域移行して暮らしている方の事例を載せたハンドブックを作成するなどして情報共有に努めています。

また、半田市では地域生活支援事業の1つとして体験的宿泊事業を設けており、大人の利用だけでなく、障害児の緊急には遠くの入所施設しかない現状の中で放課後等デイサービス事業所に体験的宿泊事業の登録をしていただいたり、グループホームや家族との暮らしから一人暮らしのチャレンジの場として、救護施設の自活訓練棟にも登録を依頼したり、身体障害等の緊急時の支援も含めて特別養護老人ホームに短期入所のお願いをしたり、医療的ケアを必要とする方の緊急時の支援のために訪問看護を実施している看護小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険事業）に短期入所の共生型の登録をお願いするなど今までの事業所の範囲を広めて、ともに障害のある方の地域生活の体制整備を担う仲間を広げる取り組みをしています。

8. 地域生活支援拠点等の運営状況〔評価軸 (h)〕

地域生活支援拠点等の機能の充足度を評価するに当たっては、各機能の取組状況の他にも、地域生活支援拠点等の運営状況（各機能の強化・充実を図るための基本的な取組の実施状況）も重要な要素となります。

そこで新たな評価軸 (h) 【地域生活支援拠点等の運営状況】を設定し、地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築の取組状況について検証します。

(h) 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築

評価のポイント：

- 関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るため、地域生活支援拠点等の運営に当たっては協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等や家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行う必要があります。
- また、市町村と地域生活支援拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築する必要があります。
- 上記の取組が拠点等の実施機関において適切に行われているかを検証します。

項目番	評価項目	評価指標
h-01	地域住民に対する拠点等の存在・役割の広報・周知	<p>①拠点等に位置づけられている事業所名や相談窓口等を利用者等及び地域住民（学校関係者・保護者を含む）に幅広く周知しているか 〔周知方法〕</p> <ul style="list-style-type: none">□拠点等のホームページに掲載□市町村の広報誌への掲載□役所の相談窓口において紹介□その他（ ）
h-02	市町村（整備主体）の役割	①拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置し、拠点等機関コアメンバー（地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）と連携して個別の支援ケースの対応状況について定期的（月に1～2回程度）に情報共有を行っているか
h-03	関係機関との連携状況 (援拠点等に位置づけられている機関同士の有機的な連携、拠点等以外の機関との連携を含む)	<p>①地域生活支援拠点等の運営について、コーディネーターと市町村担当者が密に連絡を取り合い、官民協働で取り組めている実感があるか</p> <p>②前記①のコーディネーターと担当者を含めて、拠点等の運営について企画・検討する際に、圏域内で中核となる機関や人と協力体制を作り、コアメンバーを形成して協議できているか</p>

【注 h-01：地域住民に対する拠点等の存在・役割の広報・周知】

- 拠点等は、その役割・機能（本手引きの第2章参照）に鑑み、各機能の実施機関（相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム、宿泊型自立訓練等）での事業内容や活動実績等を幅広く周知することにより、利用者等及び地域住民（学校関係者・保護者を含む）の理解を促進し、当該機関の円滑な利用に繋げていく必要があります。
- 学齢期の学校関係者や保護者にも拠点等の機能や活用方法を周知していくことは、障害者等や家族の将来の選択肢を拡げることにも繋がります。
- 周知方法は、拠点等のホームページへの掲載、市町村の広報誌への掲載、役所の相談窓口での紹介などの方法が挙げられます。
- 「面的整備型」の拠点等においては、拠点等の実施機関が備えている機能を包括的に示すなど、利用者等にとって分かりやすい形で掲載する必要があります。

【注 h-02：関係機関との連携状況】

- 自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」の拠点等がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」の拠点等間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していく必要があります。具体的には次の取組が挙げられます。
 - ✚ 拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、必要な機能に取り組むに当たっての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
 - ✚ 拠点等の運営に当たって市町村内に担当者の配置
 - ✚ 地域の実情を踏まえた必要な機能を理解し、協議することができるコアメンバーでの協議
- 「面的整備型」や「多機能拠点整備型+面的整備型（併用型）」の拠点等においては、中心的な事業所・機関等について同様の対応が必要です。

column

広域的な見地からの地域生活支援拠点等の整備・機能充実の取り組み《長野県》

取組事例のポイント《長野県》

◆地域の相談支援体制強化のため、県の自立支援協議会に「障がい者相談支援体制等機能強化会議」を設置、拠点等の整備・充実に係る情報交換の場として活用。

本県では、「長野県自立支援協議会」に、地域の相談支援体制強化を目的とした「障がい者相談支援体制等機能強化会議」を設け、拠点等の整備・充実に係る全県の情報交換の場を年1回以上設けています。

参考者：基幹相談支援センター、（圏域代表）市町村、県保健福祉事務所

内 容：情報提供、先行事例の共有、意見交換等

事 例：「拠点等の機能を担う事業所」の推進

「面的整備型」や「併用型」による整備を進める地域では、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所が、自地域の拠点等を理解し、機能を担うことが重要です。平成30年度障害福祉サービス等報酬改定にて、「拠点等の機能を担う事業所」として市町村等に位置付けられた事業所が算定できる加算の創設を受け、趣旨や事業所からの申請受付の仕組みづくりについて発信しました。各圏域で当該事業所が少しづつ増え、役割や加算活用方法について共有を進めています。

本手引きの作成検討会の構成員等

本手引きの作成に当たっては、令和3年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価検証」（受託事業者：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）において、専門的・現場的知見からの幅広い議論を行うため、地域生活支援拠点等の行政担当職員や実践者、学識経験者による検討委員会を設置し、執筆内容及び構成案等について検討した。

検討委員会の構成員、各回の主な検討内容は以下のとおり。

構成員名簿（敬称略）

役割区分	氏 名	所 属
委員 (◎：座長)	岡部 正文	一般社団法人 ソラティオ 法人本部 代表理事
	加藤 恵	半田市障がい者相談支援センター センター長
	小島 晃	埼玉県宮代町役場 福祉課 副課長
	杉江 慎二	愛知県半田市福祉部地域福祉課 課長
	曾根 直樹◎	学校法人 日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院） 准教授
	水流 源彦	社会福祉法人ゆうかり 理事長
	吉澤 久美子	埼葛北地区基幹相談支援センター「トロンコ」
	吉野 智	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部
	渡辺 公恵	長野県健康福祉部 障がい者支援課 自立支援係
オブザーバー	—	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活推進室 地域移行支援係
事務局	—	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

検討委員会の開催日程と各回の主な検討内容

検討会の開催日程	主な検討内容
第1回 (令和3年9月9日)	◆拠点等の整備・運営状況調査の調査項目について ◆拠点等の趣旨・コンセプトは何か ◆拠点等の整備・運営において取り組む必要がある内容は何か ◆評価プロセスや評価指標についての重要なポイントは何か
第2回 (令和3年11月18日)	◆手引きの名称、ねらい・ポイント、構成案について ◆拠点等の趣旨・期待される役割について（1） ◆拠点等の機能の検証・検討プロセスについて（1） ◆拠点等の各機能の評価軸・評価項目・評価指標について（1）
第3回 (令和4年2月9日)	◆拠点等の趣旨・期待される役割について（2） ◆拠点等の機能の検証・検討プロセスについて（2） ◆拠点等の各機能の評価軸・評価項目・評価指標について（2）
第4回 (令和4年3月16日)	◆手引き、様式（総括表及びチェックリスト）について ◆手引きの構成・内容、掲載するコラムについて

参考資料 国の指針・通知、様式（総括表及びチェックリスト）

【国の指針・通知】

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）〔抜粋〕
- 地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について（障障発0430第1号平成27年4月30日）[<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000588866.pdf>]
- 地域生活支援拠点等の整備促進について（障障発0707第1号平成29年7月7日）
[<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000588868.pdf>]

【様式（総括表及びチェックリスト）】

- （様式1）地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括表
- （様式2）必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

**障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号) [抜粋]**

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、N P O等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

(中略)

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活 希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所 の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

(略)

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設（同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備と必要な機能の充実を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

三 地域生活支援拠点等 が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

障障発0430第1号
平成27年4月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について

地域生活支援拠点又は面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備については、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）において、平成29年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つを整備することとしているところ。

その整備については、これまで障害保健福祉主管課長会議等でも積極的な推進をお願いしてきたところであるが、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活支援をさらに進める観点から重要なものと考えているので、下記の点にご留意いただき、積極的な整備をお願いする。

記

1 楽旨

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるためには、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務である。

地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまで地域の障害福祉計画に位置付けられ整備が進んできているところであるが、資源が存在しても、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制とな

っていない、重症心身障害や強度行動障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分でないとの指摘がある。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要であるとの指摘がある。

このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、重症心身障害や強度行動障害等により支援が難しい者を含めた障害者等の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域生活支援拠点及び面的な体制の整備の推進を図る。

2 整備に当たっての留意事項

(1) 協議会の活用

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、協議会の活用が重要となる。

協議会については、地域における障害者等への支援体制に関するニーズの把握及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、運営の活性化を図っていただいているものと考えているが、地域生活支援拠点等の整備に当たっても、どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのか等について、協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要である。

また、地域生活支援拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい。

(2) 地域定着支援の活用について

地域定着支援は、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急事態等が生じて利用者から要請があった場合に訪問による支援等を行うサービスであり、地域生活の継続にリスクを抱える世帯を事前に把握し、常時状況を見守るとともに、リスクへの対応や緊急事態が起きた場合の対応について事前に地域の社会資源の連携の中で検討し、実際に緊急事態が生じた場合は即座に対応が可能となるサービスとして地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要な位置付けとなる。

地域定着支援については、平成27年3月6日の障害保健福祉関係主管課長会議において、地域移行支援を利用してない障害者であっても地域定着支援を利用できることや、地域移行支援の利用は必ずしも1年間に限られず必要と認められる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることをお示ししているところであり、積極的な活用をお願いしたい。

（3）面的な整備について

地域生活支援拠点等の面的な整備を行うに当たって、例えば、協議会での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。

（4）グループホームを拠点とする整備について

地域生活支援拠点等として、グループホームで短期入所事業を行う場合、その人員体制の確保のために、生活介護事業所との併設等を行うことが考えられるが、この場合、グループホームの利用者が本人の意思に反して当該日中活動事業所を利用させられることのないよう十分留意することが必要である。

3 地域生活支援拠点等に関する報酬改定について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等に対する報酬上の対応を行っているので、活用いただきたい。

（1）緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所の「緊急短期入所受入加算」について、「緊急短期入所体制確保加算」の算定を要件から除外する等の要件の緩和。

（2）体験に関する報酬の見直し

地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」や「体験宿泊加算」について利用期間の制限を廃止。

（3）計画相談支援における「特定事業所加算」の新設

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

4 平成 26 年度厚生労働科学研究

平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金において、「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」を実施し、地域生活支援拠点等の事例をまとめており、近日中に厚生労働省ホームページに報告書を掲載する予定なので追って連絡する。

障障発第0707第1号
平成29年7月7日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

地域生活支援拠点等の整備促進について

地域生活支援拠点等の整備については、現在、平成30年度を初年度とする第5期障害福祉計画の作成において、その取組を検討いただいているが、今般、下記のとおり改めて整備に向けた留意点等を取りまとめたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）に周知を図るとともに、積極的な整備を進めていただくに当たっての運用の参考としていただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言に該当するものである。

記

1 目的

地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものである。

具体的には、（1）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、（2）体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人

暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的とする。

2 拠点等の必要な機能等

拠点等の機能の強化を図るため、以下の（1）の①～⑤の機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備を「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を「面的整備型」として整備することとする。

なお、整備手法については、地域の実情に応じた整備を行うこととし、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等の整備でも差し支えない。

（1）拠点等の必要な機能

拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害者等の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこととする。

また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとする。

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込める世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的

な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

また、1に掲げる目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要である。

なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能（公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る）」や「障害者等の生活の維持を図る機能（権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する）」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられる。

(2) 運営上の留意点

① 拠点等において支援を担う者（以下「支援者」という。）の協力体制の確保・連携

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない。

また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定するをいう。以下同じ。）等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要である。

② 拠点等における課題等の活用について

拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を

捉え、地域づくりのために活用することが重要である。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要である。

③ 抱点等に必要な機能の実施状況の把握

市町村は、抱点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、抱点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

具体的には、例えば以下の（ア）から（サ）に掲げる内容を踏まえながら、抱点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握する。

また、協議会等を通じて市町村と抱点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する抱点等の理解も深ることから、より効果的な運営につながるものと考えられる。

なお、以下に掲げる内容は例示であり、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行うこと。

(運営全般に関するもの)

(ア) 抱点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか

- ・ 抱点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか
- ・ 抱点等と市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の抽出方法（アセスメント）等が検討できるように協議会等における運営方針が定められているか
- ・ 抱点等と市町村等の連携のための連絡会議を定期的に開催しているか
- ・ 必要な機能等の運営における定義付けの検討が行われているか
- ・ 支援者間の連携が効果的に行われているか
- ・ 関係機関等との連携の向上、調整、合意形成に努めているか
- ・ 各種課題に対する連携意識の醸成に努めているか
- ・ 抱点等を地域になじみやすい名称で周知しているか
- ・ 地域づくりやまちづくりを目指した障害福祉を推進しているか
- ・ 自然災害発生時における対応方針や過疎地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか

(イ) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ・ 重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか
- ・ 社会的活動（ボランティア等）を希望する障害者等の把握に努めているか

(ウ) 障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

- ・ 障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
- ・ 障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか

(エ) 個人情報の保護

- ・ 支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか

(オ) 利用者満足の向上

- ・ 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
- ・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか

(カ) 公正、公平性・中立性の確保

- ・ 公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
- ・ 公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか
- ・ 障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
- ・ 協議会等への報告、説明等に協力しているか

(個別機能に関するもの)

(キ) 相談

- ・ 障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
- ・ 個別相談を受ける体制の確保（相談窓口の設置等）しているか
- ・ 相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができているか
- ・ 運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか（必ずしも24時間体制

を探る必要はない)

- ・ 緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組みを行っているか
- ・ 相談を受けた後の対応（紹介）の仕組みを構築しているか
- ・ 切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか

(ク) 緊急時の受け入れ・対応

- ・ 「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応（定義外の対応を含む。）について、具体的な方法を定めているか
- ・ 本人の家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか（その際、受け入れ制限をしていないか）
- ・ 緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか
- ・ 各事業所（関係機関等を含む。）間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか
- ・ 重度障害者も含めた緊急時における常時の受入体制が確保できているか
- ・ 短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか
- ・ 短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか

(ケ) 体験の機会・場

- ・ 空き家・公民館等を最大限活用しているか
- ・ 障害特性に配慮した体験の場を確保しているか
- ・ 緊急時を想定した体験利用を行っているか
- ・ 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
- ・ 障害者等やその家族の意向に沿った体験の機会・場を確保できるように、関係機関等で連携しているか
- ・ 各事業所（関係機関等を含む。）間の当番制による機会・場を確保しているか

(コ) 専門的人材の確保・養成

- ・ 障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
- ・ 協議会等で専門的な人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか

(サ) 地域の体制づくり

- ・ 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な

体制を構築しているか

- ・ 各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか

④ 各制度との連携

拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要である。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要がある。

(3) 拠点等の整備に係る区域（担当区域）の設定

拠点等の整備に係る区域（担当区域）については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定するものとする。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合においては、当該市町村内の全ての圏域が包摂されるよう留意するものとする。同様に、指定都市内に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区域（担当区域）が包摂されるような担当区域を設定し、拠点等を整備するものとする。

人口規模の小さい自治体における拠点等の整備については、複数の自治体からなる圏域を単位として整備することが考えられる。圏域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものであるが、都道府県には、市町村間の連絡調整等の後方支援を行う役割が求められる。

3 市町村・都道府県の責務と役割

(1) 整備に向けた取組

拠点等は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）において、平成 29 年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域（以下「市町村等」という。）に少なくとも一つ整備することとしているが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況である。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げるが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把

握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。

なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村における2(1)に定める「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断されたい。

その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要である。

例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられる。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要がある。

また、「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」（平成27年4月30日障障発0430第1号）において示しているとおり、拠点等の「面的整備型」を行うに当たって、例えば、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。

さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置に当たっては、「地域生活支援事業等の実施」（平成18年8月1日障発第0801002号）の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用いただきたい。当該事業については、障害者等が地域で安心して暮らしていくようにするための事業であることから、拠点等の整備、運営にあたっても活用することができる。

(2) 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備に向けての留意点

市町村は、1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めるものとする。

具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」（平成28年8月26日事務連絡）において示しているとおり、以下に掲げる点に留意し行うこと。

① 協議会等の活用

協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点等の整備方針を検討することが重要である。

- (ア) 地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。
- (イ) 地域分析（アセスメント）にあたって、関係者からのヒアリング

調査等の方法を検討する。

- (ウ) 抱点等が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

【必要な視点】

- 抱点等が担う5つの機能（「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき抱点等の整備方針を掲げることが必要である。

② 抱点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

抱点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要である。

- (ア) 多機能抱点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、隨時見直しを行い、抱点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められる。

③ 関係者への研修・説明会の開催

整備方針を踏まえ、抱点等を運営する上での課題を共有することが重要である。

- (ア) 障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して抱点等の意義の説明を行い、課題の共有を行なながら解決策の提案を受ける。
- (イ) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

- 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、抱点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、抱点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要である。

(3) 抱点等の必要な機能の充実・強化

市町村は2（1）の抱点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、抱点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努めるものとするが、具体的には以下の内容に留意すること。

① 抱点等における役割分担と連携の強化

自治体内及び圏域内に複数の「多機能抱点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能抱点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。また、「面的整備型」や「多機能抱点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で抱点等を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応することとする。

例えば、

- ・ 抱点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、抱点等の機能に取り組むに当たっての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
- ・ 抱点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置（抱点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置）
- ・ 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において抱点等内の事業所等を支援

するなど、抱点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考えられる。

② 効果的な抱点等の運営の継続

(ア) 市町村の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす抱点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずは抱点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が抱点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要である。

具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくこと

で中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。

(イ) 抱点等の取組情報の公表（普及・啓発）

抱点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、抱点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は抱点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとする。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるよう工夫いただきたい。

具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項（抱点等の特色等）の公表を行うこととするが、この取組を通じて、抱点等が自らの取組と他の地域の抱点等の取組とを比較することも可能となり、自らの抱点等の運営の改善にもつながることが期待できる。

（4）都道府県の役割

都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から抱点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、市町村等における抱点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に抱点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行いうよう促す必要がある。必要な支援については、例えば、都道府県において抱点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられる。

なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業等の実施」（平成18年8月1日障発第0801002号）において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しているが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用されたい。

(様式 1) 地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括表

◆ 貴市町村の地域生活支援拠点等の目指している姿	

◆ 第6期障害福祉計画		(令和3年度～令和5年度)における地域生活支援拠点等の目標について		
目標値	令和5年度末の 地域生活支援拠点整備数	運用状況の検証・検討回数		
		障害福祉計画の1年目 (令和3年度)	障害福祉計画の2年目 (令和4年度)	障害福祉計画の3年目 (令和5年度)

障害福祉計画の1年目

地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括

I. 地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標				
(a) 【要支援者の事前把握及び体制】緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	【要支援者の事前把握】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価			協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
△充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること			△充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
△現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること			△現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	
△今後の対応等（自由記述）			△今後の対応等（自由記述）	

(b) 【相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時を含む相談体制の確保	【相談機能】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）		
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている		
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
	◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）		
(c) 【緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時の受け入れ先の確保	【緊急時の受け入れ・対応】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）		
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている		
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
	◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）		

(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	【地域移行のニーズ把握】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）		
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている		
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
	◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）		
(e) 【体験の機会・場】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施	【体験の機会・場】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）		
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている		
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
	◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）		

(f) 【専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	【専門的人材の確保・養成】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）		
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている		
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
	◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）		
(g) 【地域の体制づくり】 把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	【地域の体制づくり】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）		
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている		
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
	◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）		

II. 地域生活支援拠点等の運営状況に関する評価指標

(h) 【拠点等の運営状況】 地域住民に対する周知・広報ならび に関係機関との連携体制の構築	【拠点等の運営状況】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者など による評価（協議会等による評価）		
◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 十分できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択➡ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		
◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の1年目）を踏まえて評価すること		
◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）		

備考欄：地域生活への移行に関する第6期障害福祉計画の成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

◆令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数（国の指針：令和元年度末施設入所者の6%以上）

(灰色部分にご記入ください)

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（A）	
【目標値】令和5年度（2023年度）末時点の地域生活移行者数（B）	
令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活移行者の割合（B/A）	

目標達成のための方策

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
【実績値】地域生活移行者数（C）			
【実績値】地域生活移行者数の割合（C/A）			
【実績値】地域生活移行者数の累積値（D）			
【実績値】地域生活移行者数の累積値に占める割合（D/A）			

◆令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数（国の指針：令和元年度末施設入所者の1.6%以上削減）

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（A）	
【目標値】令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者の減少見込数（B）	
令和元年度末時点の施設入所者のうち、施設入所者の減少見込の割（B/A）	

目標達成のための方策

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
【実績値】施設入所者の減少数（C）			
【実績値】施設入所者の減少割合（C/A）			
【実績値】施設入所者の減少数の累積値（D）			
【実績値】施設入所者の減少数の累積値に占める割合（D/A）			

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

630調査	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）
精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数（合計）			
3ヶ月未満（急性期）			
(うち) 65歳未満			
(うち) 65歳以上			
3ヶ月以上1年未満			
(うち) 65歳未満			
(うち) 65歳以上			
1年以上			
(うち) 65歳未満			
(うち) 65歳以上			

※実績値の記入方法

- インターネットで「リムラッド」を検索し、ReMHRAD - 地域精神保健福祉資源分析データベース (<https://remhrad.jp/>) にアクセスする。
- トップページで「在・退院者の状況」>「在院」を選択。都道府県を選択し、「自治体を指定」で自治体を選択する。
- 「年齢区分」で65歳未満/65歳以上、入院期間をそれぞれ選択すると各期間での入院者数が示される。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての目標値等 ※地域移行支援給付目標値、協議の場の開催回数等、貴自治体の目標内容を記載してください。	
---	--

(様式2) 必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

I. 地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標

(a) 【要支援者の事前把握及び体制】緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）																																				
a-01 拠点コーディネーターの配置	a-01① 拠点コーディネーターを配置しているか	<p>【 】配置している／【 】配置していない</p> <p>◆確認事項1： 拠点コーディネーターの配置場所と配置人数（常勤・非常勤別）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> </tr> <tr> <td>1. 基幹相談支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 市町村障害者相談支援事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指定相談支援事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 拠点単独の事業所・事務室</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆確認事項2： 拠点コーディネーターの配置場所と配置人数（専従・兼務別）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>専従</td> <td>兼務</td> </tr> <tr> <td>1. 基幹相談支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 市町村障害者相談支援事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指定相談支援事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 拠点単独の事業所・事務室</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		常勤	非常勤	1. 基幹相談支援センター			2. 市町村障害者相談支援事業			3. 指定相談支援事業所			4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所			5. 拠点単独の事業所・事務室				専従	兼務	1. 基幹相談支援センター			2. 市町村障害者相談支援事業			3. 指定相談支援事業所			4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所			5. 拠点単独の事業所・事務室		
		常勤	非常勤																																			
1. 基幹相談支援センター																																						
2. 市町村障害者相談支援事業																																						
3. 指定相談支援事業所																																						
4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所																																						
5. 拠点単独の事業所・事務室																																						
	専従	兼務																																				
1. 基幹相談支援センター																																						
2. 市町村障害者相談支援事業																																						
3. 指定相談支援事業所																																						
4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所																																						
5. 拠点単独の事業所・事務室																																						
a-02 緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握	a-01② 配置している場合、コーディネーターとして期待される役割を担うことができているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項： 拠点コーディネーターが担っている業務内容（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>常時の連絡体制の確保（拠点コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関・事業所による連携会議の開催</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援拠点等の広報・周知</td> <td>○</td> </tr> </table>	緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録	○	常時の連絡体制の確保（拠点コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む）	○	緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応	○	入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握	○	在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握	○	地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓	○	専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施	○	地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関・事業所による連携会議の開催	○	地域生活支援拠点等の広報・周知	○																		
緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録	○																																					
常時の連絡体制の確保（拠点コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む）	○																																					
緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応	○																																					
入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握	○																																					
在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握	○																																					
地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓	○																																					
専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施	○																																					
地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関・事業所による連携会議の開催	○																																					
地域生活支援拠点等の広報・周知	○																																					
a-02① 緊急時の支援が見込めない障害者等を拠点等として事前に把握しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項： 事前に把握している対象者の状態像（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr> <td>医療的ケアが必要な重症心身障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遷延性意識障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>強度行動障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高次脳機能障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サービスの利用に繋がっていない障害者等</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他（具体的に： ）</td> <td>○</td> </tr> </table>	医療的ケアが必要な重症心身障害	○	遷延性意識障害	○	強度行動障害	○	高次脳機能障害	○	サービスの利用に繋がっていない障害者等	○	その他（具体的に： ）	○																									
医療的ケアが必要な重症心身障害	○																																					
遷延性意識障害	○																																					
強度行動障害	○																																					
高次脳機能障害	○																																					
サービスの利用に繋がっていない障害者等	○																																					
その他（具体的に： ）	○																																					
a-03 事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理	a-03① 緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理をしているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
	a-03② 事前把握した名簿の更新を行っているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
	a-03③ 緊急時に応じるために必要な情報（障害者等の状態像、同居する家族の連絡先等）を適切に把握しているか	【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない																																				
a-04 事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の名簿の「緊急時の受け入れ・対応」について実施機関との間で情報共有	a-04① 「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関との間で情報共有をしているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
	a-04② 個別事例ごとに、緊急時の対応の仕方や協力機関が決められていて、障害者等・家族・関係機関等と共有されているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
	a-04③ 緊急時に利用する機関がある場合に、平時において障害者等・家族がその機関を見学、体験利用等を行っているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
a-05 事前把握していない障害者等への緊急時の対応の準備について	a-05① 事前把握していない障害者等について、緊急時の対応が必要になった際に、支援できる体制について検討・準備しているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
	a-05② 障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者について、緊急時の対応が必要になった際に、市町村長が「やむを得ない理由による措置」に基づき支援できる体制について検討・準備しているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				
a-06 複数法人が拠点機能を担う場合の指揮命令系統の構築について	a-06① 緊急時対応の場合において、必要に応じて市町村による対応指示が行われる体制を確保するなど、指揮命令系統を確保しているか	【 】実施している／【 】実施していない																																				

(b) 【相談機能】把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）										
b-01 拠点等として「相談」の実施機関の位置付け	b-01① 拠点等として「相談」を行う実施機関を位置付けているか	<p>【 】位置付けている／【 】位置付けていない</p> <p>◆確認事項：拠点等における「相談機能」の実施機関</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>設置数（箇所）</th> </tr> <tr> <td>1. 基幹相談支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 市町村障害者相談支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指定相談支援事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. その他の事業所又は機関</td> <td></td> </tr> </table>		設置数（箇所）	1. 基幹相談支援センター		2. 市町村障害者相談支援事業		3. 指定相談支援事業所		4. その他の事業所又は機関	
	設置数（箇所）											
1. 基幹相談支援センター												
2. 市町村障害者相談支援事業												
3. 指定相談支援事業所												
4. その他の事業所又は機関												
b-02 拠点等の「相談」の実施機関における緊急時の相談体制の確保	b-02① 24時間の相談体制を確保しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項 1：体制の確保方法（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr> <td>単独の相談支援事業所による体制</td> </tr> <tr> <td>複数の相談支援事業所による体制</td> </tr> <tr> <td>グループホーム等との連携による体制</td> </tr> </table> <p>◆確認事項 2：対象者の範囲（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr> <td>法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等</td> </tr> <tr> <td>対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）</td> </tr> <tr> <td>対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）</td> </tr> </table>	単独の相談支援事業所による体制	複数の相談支援事業所による体制	グループホーム等との連携による体制	法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等	対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）	対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）				
単独の相談支援事業所による体制												
複数の相談支援事業所による体制												
グループホーム等との連携による体制												
法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等												
対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）												
対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）												
b-03 拠点等において「相談」に関する実施体制	b-03① 拠点等において「相談」に関わる実施体制の人員に不足はないか b-03② 緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなど、適切に対応ができるているか	<p>【 】人員体制は充足している／【 】人員体制は不足している</p> <p>◆確認事項：実施体制</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 「相談」に関わる職員数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2. （うち）相談支援専門員の人数</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p>	1. 「相談」に関わる職員数	人	2. （うち）相談支援専門員の人数	人						
1. 「相談」に関わる職員数	人											
2. （うち）相談支援専門員の人数	人											

(c) 【緊急時の受け入れ・対応】把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）																										
c-01 緊急時の連絡調整のルール策定	c-01① 「緊急時」の該当基準や要支援者の受入基準を策定し、実施機関に周知しているか c-01② 「緊急時」に適切に対応するためのマニュアルやフローチャートを策定し、実施機関に周知しているか	<p>【 】実施している／【 】実施していない</p> <p>【 】実施している／【 】実施していない</p>																										
c-02 拠点等として「緊急時の受け入れ・対応」の実施体制	c-02① 「緊急時の受入・対応」の機関は十分に確保しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項 1：要支援者の受け入れ要請の相談受付件数</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援者の受け入れ要請の相談受付件数</td> <td>件／月</td> </tr> </table> <p>◆確認事項 2：拠点等として確保している空室の数（空室の合計は受入可能人数の目安）</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>箇所数の合計</th> <th>空室の合計（室）</th> </tr> <tr> <td>1. 短期入所事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. グループホーム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 障害者支援施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 宿泊型自立訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. その他（マンション等）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆確認事項 3：拠点等として緊急時対応を行う事業所</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>箇所数の合計</th> </tr> <tr> <td>1. 訪問系サービス事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. その他の事業所（ ）</td> <td></td> </tr> </table>	要支援者の受け入れ要請の相談受付件数	件／月		箇所数の合計	空室の合計（室）	1. 短期入所事業所			2. グループホーム			3. 障害者支援施設			4. 宿泊型自立訓練			5. その他（マンション等）				箇所数の合計	1. 訪問系サービス事業所		2. その他の事業所（ ）	
要支援者の受け入れ要請の相談受付件数	件／月																											
	箇所数の合計	空室の合計（室）																										
1. 短期入所事業所																												
2. グループホーム																												
3. 障害者支援施設																												
4. 宿泊型自立訓練																												
5. その他（マンション等）																												
	箇所数の合計																											
1. 訪問系サービス事業所																												
2. その他の事業所（ ）																												
	c-02② 不足する場合、地域の緊急受入先の確保・開拓をしているか	【 】実施している／【 】実施していない																										
	c-02③ 緊急保護時の不測事態に備えた医療機関等との連携体制を確保しているか	【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない																										
c-03 自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制の確保	c-03① 自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制を確保しているか c-03② 自拠点等で受入困難時の連携している事業所の担当者及び連絡先を把握し、事業所内で共有しているか c-03③ 当該事業所において、受け入れ対応が可能（又は困難）な障害者等の状態像を把握しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p>																										

(d) 【地域移行のニーズ把握】障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）				
d-01 入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（1）	d-01① 入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行について、ニーズの把握活動を定期的に実施しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項：実施した地域移行のニーズ調査（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr><td>入所施設に入居している障害者等の数の把握</td></tr> <tr><td>精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握</td></tr> <tr><td>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画</td></tr> </table>	入所施設に入居している障害者等の数の把握	精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画	
入所施設に入居している障害者等の数の把握						
精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握						
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画						
d-02 入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（2）	d-02① 入所・入院中の障害者等一人ひとりの地域移行のニーズについて、本人のもとへ訪問して面接する等を行い、拠点コーディネーターが中核となって収集しながら計画相談の相談員が適切に把握しているか。また、地域移行支援等、地域移行や移行後の生活を支える社会資源等について説明を行っているか。	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項：把握した体験利用のニーズ（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr><td>グループホームの体験宿泊等</td></tr> <tr><td>親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等</td></tr> <tr><td>緊急時の対応を想定した、平時において行うグループホーム等の体験宿泊等</td></tr> <tr><td>通所事業所の体験利用</td></tr> </table>	グループホームの体験宿泊等	親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等	緊急時の対応を想定した、平時において行うグループホーム等の体験宿泊等	通所事業所の体験利用
グループホームの体験宿泊等						
親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等						
緊急時の対応を想定した、平時において行うグループホーム等の体験宿泊等						
通所事業所の体験利用						
d-03 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握	d-03① 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズを拠点コーディネーター等が把握しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項：把握した体験利用のニーズ（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr><td>グループホームの体験利用</td></tr> <tr><td>親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等</td></tr> <tr><td>緊急時の対応を想定した体験利用</td></tr> <tr><td>通所事業所の体験利用</td></tr> </table>	グループホームの体験利用	親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等	緊急時の対応を想定した体験利用	通所事業所の体験利用
グループホームの体験利用						
親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等						
緊急時の対応を想定した体験利用						
通所事業所の体験利用						

(e) 【体験の機会・場の確保】把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）																				
e-01 拠点等として「体験の機会・場」の確保	e-01① 拠点等として「体験の機会・場」を確保しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項1：「体験の機会・場」に関する実施機関の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 短期入所事業所</td><td></td></tr> <tr><td>2. グループホーム</td><td></td></tr> <tr><td>3. 宿泊型自立訓練</td><td></td></tr> <tr><td>4. 通所事業所</td><td></td></tr> <tr><td>5. 障害児関連の事業所</td><td></td></tr> <tr><td>6. その他（ ）</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◆確認事項2：対象者の範囲（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr><td>グループホームの体験利用</td></tr> <tr><td>一人暮らしに向けた体験宿泊</td></tr> <tr><td>緊急時の対応を想定した体験利用</td></tr> <tr><td>通所事業所の体験利用</td></tr> </table>		箇所数の合計	1. 短期入所事業所		2. グループホーム		3. 宿泊型自立訓練		4. 通所事業所		5. 障害児関連の事業所		6. その他（ ）		グループホームの体験利用	一人暮らしに向けた体験宿泊	緊急時の対応を想定した体験利用	通所事業所の体験利用		
	箇所数の合計																					
1. 短期入所事業所																						
2. グループホーム																						
3. 宿泊型自立訓練																						
4. 通所事業所																						
5. 障害児関連の事業所																						
6. その他（ ）																						
グループホームの体験利用																						
一人暮らしに向けた体験宿泊																						
緊急時の対応を想定した体験利用																						
通所事業所の体験利用																						
	e-01② 確保している場合、対象となる利用者の範囲・場所はニーズに照らして十分なものとなっているか ※希望者数・（うち）待機者数を確認することにより、体験利用・体験宿泊について対応できたニーズ、対応できなかったニーズを把握します。	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項：把握した体験利用のニーズと拠点等における実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>体験利用の希望者数</th> <th>（うち）待機者数</th> <th>実際の利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. グループホームの体験利用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2. 一人暮らしに向けた体験宿泊</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3. 緊急時の対応を想定した体験利用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4. 通所事業所の体験利用</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		体験利用の希望者数	（うち）待機者数	実際の利用者数	1. グループホームの体験利用				2. 一人暮らしに向けた体験宿泊				3. 緊急時の対応を想定した体験利用				4. 通所事業所の体験利用			
	体験利用の希望者数	（うち）待機者数	実際の利用者数																			
1. グループホームの体験利用																						
2. 一人暮らしに向けた体験宿泊																						
3. 緊急時の対応を想定した体験利用																						
4. 通所事業所の体験利用																						
e-02 地域の体験宿泊先の確保・開拓	e-02① 拠点コーディネーターを中心として活用可能な空き家・公民館等、障害福祉サービス事業所以外の社会資源の開拓をしているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項：直近1年間で新たに設けた体験宿泊先</p> <table border="1"> <tr><td> </td></tr> </table>																				

(f) 【専門的人材の確保・養成】専門性の確保に向けた取組の実施

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）				
f-01 専門性を高めるための人材養成研修のニーズの把握及び実施	f-01① 専門的な人材の確保・養成のニーズを把握しているか f-01② 専門的な人材の確保・養成の研修を実施しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>【 】実施している、又は実施予定／ 【 】ニーズは把握していたが実施には至らなかった／ 【 】ニーズが無かったため実施しなかった</p> <p>◆確認事項：拠点等の実施機関が実施している研修例（該当するものに○）</p> <table border="1"> <tr><td>強度行動障害への対応</td></tr> <tr><td>医療的ケアが必要な人への対応</td></tr> <tr><td>ひきこもりへの対応</td></tr> <tr><td>その他支援が困難な人への対応</td></tr> </table>	強度行動障害への対応	医療的ケアが必要な人への対応	ひきこもりへの対応	その他支援が困難な人への対応
強度行動障害への対応						
医療的ケアが必要な人への対応						
ひきこもりへの対応						
その他支援が困難な人への対応						
f-02 拠点等の実施機関からのニーズを踏まえた外部研修の活用又は受講推奨	f-02① 外部研修の情報収集や受講の勧奨を行っているか f-02② 収集した研修の情報を地域の関係機関等に情報提供しているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項：具体的な取組内容</p> <p>【 】実施している／【 】実施していない</p>				

(g) 【地域の体制づくり】地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）				
g-01 緊急時の受け入れ・対応のための取り組み	g-01① 拠点コーディネーターが中心となって、緊急時の受け入れや対応に関する協議を実施しているか g-01② 連携会議等において、緊急時の受け入れ・対応について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱われているか。	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p>				
g-02 地域移行・地域生活の継続支援のための取組	g-02① 拠点コーディネーターが中心となって、入所・入院等からの地域移行に関する協議を実施しているか g-02② 連携会議等において、入所・入院中等からの地域移行について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱われているか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p>				
g-03 共通事項	g-03① 地域の協力機関数が十分か。ニーズに対して地域の社会資源等が不足している場合に、協力依頼して登録事業所を増やす等、対応を図っているか g-03② 地域体制強化共同支援加算を算定しているか g-03③ 地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組みがあるか	<p>【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p> <p>【 】算定している／【 】算定していない</p> <p>◆確認事項：地域体制強化共同支援加算の算定状況</p> <table border="1"> <tr><td>1. 地域体制強化共同支援加算の算事業者数</td><td>事業所／年</td></tr> <tr><td>2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数</td><td>回／年</td></tr> </table> <p>【 】実施している／【 】実施していない</p> <p>◆地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組み、特色等＜自由記述＞</p>	1. 地域体制強化共同支援加算の算事業者数	事業所／年	2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数	回／年
1. 地域体制強化共同支援加算の算事業者数	事業所／年					
2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数	回／年					

II. 地域生活支援拠点等の運営状況に関する評価指標

(h) 【地域生活支援拠点等の運営状況】地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）								
h-01	地域住民に対する拠点等の存在・役割の広報・周知	h-01①	拠点等に位置づけられている事業所名や相談窓口等を利用者等及び地域住民（学校関係者・保護者を含む）に幅広く周知しているか	<p style="text-align: center;">【 】実施している／【 】実施していない</p> <p>◆確認事項：周知方法（該当するものにチェック）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;"> </td><td>拠点等のホームページに掲載</td></tr> <tr><td> </td><td>市町村の広報誌への掲載</td></tr> <tr><td> </td><td>役所の相談窓口において紹介</td></tr> <tr><td> </td><td>その他（具体的に：)</td></tr> </table>		拠点等のホームページに掲載		市町村の広報誌への掲載		役所の相談窓口において紹介		その他（具体的に：)
	拠点等のホームページに掲載											
	市町村の広報誌への掲載											
	役所の相談窓口において紹介											
	その他（具体的に：)											
h-02	市町村（整備主体）の役割	h-02①	拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置し、拠点等機関コアメンバー（地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）と連携して個別の支援ケースの対応状況について定期的（月に1～2回程度）に情報共有を行っているか	<p style="text-align: center;">【 】実施している／【 】実施していない</p>								
h-03	関係機関との連携状況 (援拠点等に位置づけられている機関同士の有機的な連携、拠点等以外の機関との連携を含む)	h-03①	地域生活支援拠点等の運営について、コーディネーターと市町村担当者が密に連絡を取り合い、官民協働で取り組めている実感があるか	<p style="text-align: center;">【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p>								
		h-03②	前記①のコーディネーターと担当者を含めて、拠点等の運営について企画・検討する際に、圏域内で中核となる機関や人と協力体制を作り、コアメンバーを形成して協議できているか	<p style="text-align: center;">【 】十分できている／【 】一定程度できている／【 】全くできていない</p>								